

令和元年度決算特別委員会会議録

令和2年9月18日（金）

（開 会） 10：00

（閉 会） 15：50

○委員長

ただいまから令和元年度決算特別委員会を開会いたします。

「認定第1号 令和元年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。昨日に引き続き、第5款、労働費から第8款、土木費について、136ページから159ページまでの質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されています、149ページ、土木総務費、ブロック塀等撤去費補助金（件数、補助基準）について、田中武春委員の質疑を許します。

○田中武春委員

きのうに引き続き、なぜか私がトップバッターでありましたので、よろしくお願いします。土木管理費、土木総務費のうちのブロック塀等撤去費補助金ですか、256万5千円とありますけれども、ブロック塀等の撤去補助金の基準について教えてください。

○建築課長

補助対象となるブロック塀等の基準ですが、市内の道路に面し、道路面から高さが1メートル以上のブロック塀等であり、相談を受けた箇所に対して建築課の職員がブロック塀等の調査を行い、診断により安全上支障があると判定した危険ブロック塀等に対して、撤去に要した工事費、消費税を含みますが、2分の1に相当する金額、千円未満切り捨てで、10万9千円が補助の限度額でございます。

○田中武春委員

最高が10万9千円の補助金の額ということでわかりました。ブロック塀等撤去費補助金の相談件数、それと交付の件数について教えてください。

○建築課長

令和元年度の相談件数は102件でございます。そのうち交付件数としては31件ございました。

○田中武春委員

それでは、その31件の交付件数中、交付件数別の金額の内訳がわかりましたら、教えてください。

○建築課長

交付件数の交付金額の内訳といたしましては、2万円台が2件、3万円台が2件、4万円台が1件、5万円台が1件、6万円台が5件、7万円台が1件、8万円台が4件、9万円台が1件、10万円台が2件、補助限度額の10万9千円が12件、以上が交付件数31件の内訳でございます。

○田中武春委員

この事業は多分、私の記憶では2018年6月に大阪の北部地震で大阪府の小学校のブロック塀が倒れて、登校中だった小学校4年生の女の子が、その下敷きになって死亡した事故から、こういったブロック塀の補助金というのを、県も市もやったというふうに聞いております。本市においても、7月の豪雨がありましたし、9月7日には台風10号が来て、風も相当強かったわけですが、特にそういった状況がありますので、小中学校の通学路あたりの、再度、ブロック塀等の点検を、ぜひやっていただきたいということを要望しまして、質問を終わりたいというふうに思います。

○委員長

次に、154ページ、都市計画総務費、リノベーションまちづくり推進事業委託、官民連携まちづくり事業調査委託の内容について、奥山委員の質疑を許します。

○奥山委員

どうぞよろしくお願ひいたします。2件合わせての質問になりますので、よろしくお願ひします。今回はリノベーションまちづくり推進事業委託料について、これが774万円でございます。それからもう一つのほうが、官民連携まちづくり事業調査委託、これが799万円ということで、同じまちづくりというふうに表題に入っております。これは国土交通省がやっているものであるというふうに思います。こういうまちづくりというのは、いろんなところで行われて、どれがどうなのというのが、なかなかわかりづらいというふうに思います。もう一つ、国土交通省、最近ですけれども空き宅地再生ということで、ランドバンクとか、空き家バンクとかいろんなものがされていて、果たして飯塚市がどれを目指して、どのような形で成功させていこうかなというのは、この取り組みの内容だというふうに思いますし、この内容は調査を進める費用も委託に入っておりますけれども、飯塚市に、その土壌があるのかどうか、見きわめて調査を依頼されたんだろうというふうに思いますけれども、そういう内容を伺ってまいりたいと思います。昨日の西日本新聞にも飯塚市緑道公園一帯で空きビル改修、憩いの拠点ということで、サンカクビルヂングと名づけたビルが、21日にオープンしますよということで載っておりました。これもリノベーションの一つの成功事例だというふうに思っておりますけれども、内容についてちょっとお伺ひしてまいります。

まず、リノベーションまちづくり推進事業というのはどういうものなのか、教えてください。

○都市計画課長

人口減少及び少子高齢化社会において、空き家や空き地等の地域資源を活用したまちづくりを推進するため、平成30年度よりリノベーション推進事業を実施しております。補助金に頼らない自立した地域のまちづくり活動につなげ、民間主導での住宅市街地再生の身近な成功モデルを創出し、その後の自走した取り組みへと展開し、他の地域への波及につなげることによって、各地の自主的な取り組みへつなげていきたいと考えております。

○奥山委員

民間主導の住宅市街地再生ということですから、まち部の中の、またまち部ということですかね。田舎ではない、まちの中の再生ということで、ここと言えばこの界限になるというふうに思います。またそれが穎田であったり、庄内であったり、筑穂であったり、穂波であったりしますけれども、そこはどうかかなという疑問点が残ります。

続きまして、リノベーションまちづくり推進事業委託の内容についてお伺ひします。

○都市計画課長

実施内容といたしましては、まずまち歩きを実施し、対象物件の選定や周辺環境調査を行い、また事前講演会を開催し、リノベーションの目的や魅力を理解してもらっております。その後、リノベーションスクールを3日間実施し、地域課題を解決する事業計画作成をワークショップ等に行い、物件オーナーにプレゼンテーションをしております。

○奥山委員

なかなかわかりづらいような、事業計画を作成して、物件のオーナーにプレゼンして使いましょうという形だろうというふうに思います。

次に、リノベーションまちづくりの推進事業の成果、このまち歩き等を実施して、その成果についてはどのようになっているのか、よろしくお願ひします。

○都市計画課長

令和元年12月15日には、元野木書店の2階でブックアンドカフェがオープンしております。また、民間主導のまちづくり会社が9月に開設予定であり、リノベーションスクールでの

第2号店、カフェもオープンの予定であります。また、波及効果といたしまして、他の地域においても、リノベーションスクールに参加した方が、令和2年6月2日に目尾でサロンをオープンさせております。

○奥山委員

元野木書店、それからまちづくり会社が設立、これは先ほど紹介のありました9月21日オープン、それから6月に目尾でサロンということで、少しずつではありますけれども、やっぱり成果が出ているなど。引き続き頑張っていたきたいと思えます。

次に、まちづくり会社、今言われましたけれども、どのような会社なのか、お伺いします。

○都市計画課長

会社名は株式会社倅乃舎で、代表取締役は稲富隆太さんになります。

○奥山委員

稲富さんはリノベーションにかかわった方なのかどうか、お尋ねします。

○都市計画課長

令和元年度のリノベーションスクールの参加者になります。

○奥山委員

これは、令和元年度の決算ですけれども、令和2年度はどのように実施をしていかれるおつもりなのか、お願いします。

○都市計画課長

令和2年度においても、令和元年度同様、対象物件を調査するために、まち歩きを実施し、事前講演会を開催後、リノベーションスクールを通して、物件のオーナーにプレゼンテーションを実施し、民間主導の自走した実事業化を目指す予定にしております。

○奥山委員

次に、来年度以降はどのようにお考えなのか、答弁をお願いします。

○都市計画課長

来年度以降においては、民間主導のまちづくり会社により、リノベーションスクールのノウハウを取り入れた自走をした取り組みを、各地区に展開していきたいと考えております。

○奥山委員

各地区ということですので、先ほど申し上げたように、庄内であるとか、颯田、穂波、筑穂ということですかね。先ほど、まちの中の住宅市街地再生になっていきますけれども、それぞれのコンパクトシティといいますか、そういうところにも発展させていただきたいと思えます。

最後の質問になりますけれども、リノベーション事業と官民連携、後ほど聞きますけれども、どこがどういうふうに違うのか、お尋ねします。

○都市計画課長

リノベーションまちづくり事業が民間主導で空き店舗等を発掘し、リノベーションし、自走した実事業の取り組みを実施するのに対して、官民連携まちづくり事業では、SIBの手法を活用し、飯塚市がエリアを指定し、空き家を活用し、古民家再生の目標を掲げ、官民連携でまちづくりを実施することになりますので、飯塚市のかかわり方が大きく異なっております。

○奥山委員

以上で、リノベーションは終わりますけれども、引き続き、官民連携まちづくりのほうに移りたいと思えます。まず今、官民連携まちづくりは、SIB手法を活用しということが大きくリノベーションと異なっておるところでありましたので、それがこれから聞く分に出てくるというふうに思えます。

次に、官民連携まちづくりの事業調査委託というのはどのようなものなのか、お尋ねします。

○都市計画課長

人口減少に伴う都市の低密度化、都市のスポンジ化など対処すべき課題が存在しており、今

後さらに高齢化等により、空き家の増加が問題になることが予想されております。行政だけの対応では限界があり、民間の担い手や地域の住民等が一体となって取り組む官民連携型の都市経営を目指していく必要性が出てきております。民間の技術能力を最大限に活用し、課題解決に取り組む新たな官民連携手法の一つとして、S I B、ソーシャル・インパクト・ボンドという手法があり、令和元年度は、S I B手法による導入可能性調査を実施いたしました。なお財源等につきましては、先導的官民連携事業補助金、全額国庫補助を活用しております。

○奥山委員

S I B、ソーシャル・インパクト・ボンドというのが出てきましたけれども、先ほどのリノベーションまちづくり、これは民間のほうでやってくださいねと。この官民連携まちづくりについては、この手法を用いますけれども、飯塚市のほうもかかわっていきますのでという、ちょっと内容が。後ほど費用部分が出てくると思いますけれども、官民連携まちづくり事業調査委託の内容はどのようなものなのか、お尋ねします。

○都市計画課長

調査の内容は、事業スキームの検討、S I Bによる成果指標の設定の検討や官民役割分担、業務範囲等の検討及び民間事業者及び資金提供者へのヒアリング調査、資金調達方法の検討を実施しております。

○奥山委員

成果指標ですから、成果、効果が出ればお金を払いますよというようなところだろうと思います。

次に、官民連携まちづくりの事業調査委託でわかったことというのがあると思いますが、それは何だったのでしょうか、お尋ねいたします。

○都市計画課長

潜在的な利活用を行うポテンシャルが高い人材が地域に埋もれていることもあり、空き家活用のプレイヤーの発掘、育成の仕組みづくり、システム化が重要であることであり、まずは、飯塚市の人材的な経営資源の発掘、見える化が重要であるということです。また、事業者が業務履行に際し、資金調達が必要となる場合は、行政から支払われる成果報酬の支払い方については、成果に応じて支払い額が変動する成果報酬部分と、業務の履行に対して一定の金額を支払う固定報酬部分の割合は、固定報酬部分の割合が大きいほうが事業のリスクは小さくなるということがわかるため、資金調達者として、事業への投資がしやすくなるということがわかってきました。

○奥山委員

今、お答えいただいた分で、弁護士でいうと、着手金と成功報酬というのがありますけれども、着手金が多いほうがいいですよ。それをいっぱいもらっていると、資金提供者からの投融資が潤沢に行えると。それは誰が考えてもそうですけれども。やっぱり成功報酬といいますか、これは成果報酬というんですか、のほうというのはおかしいですけれども、成功しないとやれませんかというのが普通だろうというふうに思いますけれども、それはどのような考え方があるのかわかりませんが、そういうふうに今後、固定を多くするのか、成果報酬を多くするのかという、それぞれの相手さんがありますから、内容になってくると思いますけれども、確実に成功させていただきたいというふうに思います。

次に、令和元年度は可能性調査ということで、事業を起こしていますけれども、令和2年度は、どのようにその調査後の実施を行っていくのか、お伺いします。

○都市計画課長

令和2年度は、幸袋地区で古民家を対象とした実証実験事業を実施することとしており、9月の補正予算に計上させていただいております。

○奥山委員

調査ということで、幸袋地区の古民家が、それに対象になって成功していこうというようなところで、9月補正予算、250万円だったですかね。何か上がっておりましたですね。それでやっていくんだということですので、成功させていただきたいと思います。これは今年度ということですが、来年度以降はどのようにお考えになっておられるのか、お伺いします。

○都市計画課長

令和3年度は、令和2年度で実証実験の検証を実施し、問題点等を整理し、令和4年度以降は、幸袋地区でSIBの手法を活用した古民家再生によるまちづくりのスキームを、各地域拠点にも広げていきたいと考えております。

○奥山委員

最後、要望になりますけれども、先ほどのリノベーションもそうですし、この官民連携もそうですが、飯塚市として、ここまでの目標といいますか、ビジョンというか、それをしっかり持った上で、ここまでやっていきたい、やってくださいねという部分を、しっかり持っていたきたいというふうに思います。そうしないと、いろんな事業が、先ほど冒頭に申し上げましたけれども、いろんな事業がありますけれども、全部途中で右肩下がりではいけませんので、定住、移住等も含めて、また空き家、空き地の利活用も含めて、目標をしっかりとって取り組んでいただきたいというふうに思います。

○委員長

次に、156ページ、公園費、公園施設管理事業費（樹木等の管理方法）について、奥山委員の質疑を許します。

○奥山委員

昨日取り下げておりました125ページの児童遊園と、この155ページの植木等の管理ですね、2つ一緒にお伺いしていきますのでよろしくお願いします。今回の都市計画のほうではですね、約1600万円の決算が上がっております。今回、質問しようとした内容は、やはり地域の皆様からどこどこ公園の樹木が大変成長しておいて、その枯れ葉とか台風等で倒れないだろうかというようなご相談をいただいて、何とか土木のほうにはお願いをして枝をカットしていただいたりしましたけれども、抜本的に幹をカットするまではなかなかいかないものですから、やったかやらんかわからんよという、また再度私へのご相談があるものですから、実際、結構高いですね、1600万円という決算になっていますけれども、どのようなことを、どういうタイミングで、どういう計画でされておるのか、ちょっとお伺いしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

まず、155ページのほうですけれども、植木等で管理委託料の内訳についてお願いします。

○都市計画課長

7社の造園業者に業務委託を行っており、41カ所の公園について樹木の剪定や防除等の管理を行っております。樹木の管理状況につきましては、12カ所の公園で低木1万5340平方メートルと、20カ所の公園で高木1060本の剪定を実施しております。また17カ所の公園で9万3100平方メートルの草刈りを実施しております。金額につきましては、剪定に722万8080円、防除に127万9223円、草刈りに749万4977円となっております。

○奥山委員

剪定に720万円、防除、虫ですかね、防除に127万円、それから草刈り、これもですね、至るところに草がありますので、これは全然もう毎年2回も3回もやっていると思うんですね。追いつかない、追いつかないというか、雑草がどんどん生えてきますので、これは750万円ですね。ずっとやられておりますけれども、やはりそうやって手がつかない高木といいますか、木がだんだんだんだん大きく成長していつておる状況であります。

次に、管理している公園の箇所と面積はどのくらいになっておるのか、お伺いします。

○都市計画課長

管理している都市公園は、62カ所で面積は125.06ヘクタールになります。また、開発遊園につきましては、131カ所で面積は5.93ヘクタールとなります。その他の遊公園につきましては、68カ所で56.05ヘクタールになります。このうち本庁の都市計画課のほうでは、都市公園を62カ所、開発遊園を75カ所で3.84ヘクタール、その他の遊公園を48カ所で52.77ヘクタールを管理しております。

○奥山委員

管理はちゃんと机上にも提出されていると思いますけれども、現地での管理、ちょっとお伺いしますけれども、樹木の管理、計画的に何年経てば、ここまで切るとか、剪定するとか何とかいう計画があるのかどうか、どのように管理されているのか、お伺いをします。

○都市計画課長

樹木の剪定は、おおむね2年から5年に1回程度、管理をしております。通常でありますと、年に1回程度剪定するのが一番好ましいと思いますけれども、現状といたしましては、2年から5年に1回程度やっております。

○奥山委員

2年から5年に1回ですね。かなり公園も何十カ所というところで、順繰り順繰りにやっているとありますが、それでもなおかつ、やっぱり大きくなっておるということは、もともと予算、決算というか、この額が足りなさ過ぎて手が回らないのかということを知れば、聞いていきますけれども、どうして計画的に管理できていないのかなということをお伺いします。業者さんが言ったところまで切っていないのか、ここから切ってくれというのが、枝だけ切ったのか、その辺ちょっとどのような状況になっておるのか、ちょっとお伺いをします。

○都市計画課長

公園施設の老朽化や、高齢化に伴う自治会での草刈り等の公園管理が困難な状況から、維持管理費が増大しており、必要十分に管理ができていない状況にあります。また、地元要望等で緊急に対応する必要がある場合は、市の職員にて樹木の剪定を実施している状況であります。

○奥山委員

職員の方までいかなくちやらんぐらい、やっぱり大変だなということがわかりました。何十カ所もありますけれども、今後どのようにやっていくのかという、特に私が暮らしている近所も、きれいにされているところと、これは個人のお宅ですけれども、されているところとされていないところとあるんですけれども、早めに切っておけばこんなに大きくなっていないところがあるんですけれども、計画的に、今後できていくのか。いやいや、これは次の世代に渡していくのか、1回きれいにできるかどうか、今後の適正な公園管理について、どのようにやっていこうとしているのか、お伺いをします。

○都市計画課長

安全で安心して公園を利用していただくためには、日常の維持管理や点検が必要不可欠であるものと考えております。今後も公園の老朽化や自治会の高齢化等に伴い、維持管理費が増大することが想定されますので、グラウンドにつきましては雑草の生えにくいものに改良したり、また老朽化した樹木等の間引きや強剪定により、維持管理費がかからないような対策を考えており、公園機能の維持に努めていきたいと考えております。

○奥山委員

最後になりますけれども、早急に手をつけなくてはいけないというような公園があれば、教えていただきたいと思います。どうでしょうか。

○都市計画課長

現在、苦情等でよくある公園が、勝盛公園とか旌忠公園とか、笠木ダム公園とか、基本的に

大きい公園、もしくはこれに隣接している公園等で、大きく樹木が成長してですね、苦情が
あっている状況であります。

○奥山委員

今言われた以外にも、いっぱいあると思いますし、大型車両が通るときに、トラックである
とかバスであるとか、中央線を越えて離合をしづらいといいますか、その木の枝が車に当たっ
て、普通車はあまりそういうことはないかもしれませんが、そういう場所もありますので、
点検等も含めて、次年度は予算をまたつくられるときに、こういうふうに計画していこうとい
うことで、しっかりやっていただければと思います。あわせて、児童公園も同じような内容で
すので、それについては、割愛をしますので、よろしく願いいたします。

○委員長

次に、157ページ、住宅管理費、市営住宅の共同で使用する設備等の修繕等について、兼
本委員の質疑を許します。

○兼本委員

資料請求させていただいています、88ページですね。市営住宅の共同で使用する整備、設
備等の修繕に関して、ちょっとお伺いしたいと思います。市営住宅において、入居者が共同で
使用している設備などはどのようなものがあるか、教えてください。

○住宅課長

市営住宅において、入居者が共同で使用している設備等といたしましては、廊下や階段に設
置してある電灯、敷地内に設置してある外灯、エレベーター、集会所、浄化槽、共同水洗等が
あります。

○兼本委員

今、答弁にあった設備などに故障が生じた場合、修繕についてはどのようにされていますか。

○住宅課長

設備等の本体において故障が生じた場合は、市のほうで対応しておりますが、廊下灯や外灯
の電球交換等、軽微なものにつきましては、入居者で対応していただいております。

○兼本委員

廊下灯や外灯の電気の代金については、入居者で対応されているということですが、どのよ
うにして支払っていらっしゃるのでしょうか。

○住宅課長

入居者全員で負担していただいております共益費より、お支払いをしていただいております。

○兼本委員

今答弁にありました共益費についてお尋ねしたいんですけども、この共益費とはどのような
費用になるのでしょうか。

○住宅課長

共益費は団地内の共用部分の維持管理に要する費用で、具体的には外灯や廊下灯、階段灯や
エレベーターなどの電気代、共同水洗の水道使用料、敷地内の清掃、浄化槽や集会所及び公園
等の維持管理費等になります。

○兼本委員

では、この市営住宅の共益費は、どのように徴収されていますか。

○住宅課長

市営住宅においては、家賃は市が徴収しておりますが、共益費はそれぞれの団地の入居者で
金額や会計の方を決めていただき集金されています。この共益費につきましては、団地内の共
用部分の維持管理費となるため、支払いが必要であることを入居説明会時に説明しております。
また、入居時にお渡ししている住まいのしおりにも記載しております。

○兼本委員

今、入居説明会のときに説明されている。それから、住まいのしおりにも記載されているということですが、この共益費の集金について、なかなか支払ってもらえないということで困っているという声も聞いております。市としては滞納状況について、把握はされていらっしゃるのでしょうか。

○住宅課長

市として滞納状況については、詳細な把握はしておりませんが、管理人や会計の方から相談があった場合には、改善に向け協議を行い、職員が同行して、当事者に注意や支払いのお願いをするなどの対応を行っております。

○兼本委員

職員が同行するという事は、大変な事務作業が必要になってくるのではないかと思います。すけども、そこです、民間の賃貸アパートや賃貸マンションというのは共益費を家賃と一緒に支払うということが、ほぼそういう形式だと思えます。市営住宅において、この共益費を民間のようなアパートやマンションのように、家賃と一緒に徴収することはできないのでしょうか。

○住宅課長

市営住宅は低額所得者のために整備されているものであり、家賃も収入に応じて低額に設定されています。できるだけ安価な費用で良好な住環境の住宅を提供するためには、市が徴収するのは家賃のみとし、共益費につきましては、入居者の皆様自身で管理に要する費用を抑制していただき、徴収につきましても、入居者の方で行うことが望ましいと考えております。

○兼本委員

わかりました。では、ほかの自治体で共益費を家賃と一緒に徴収しているという事例はないのでしょうか。

○住宅課長

近隣の自治体や県に調査を行ったところ、共益費を自治体で徴収しているところはございませんでした。他府県につきましては、京都市、兵庫県西宮市、奈良県五條市等で、共益費を徴収しているとのことでしたので、確認しましたところ、入居者で共益費の徴収、管理ができなくなった一部の団地について、共益費に事務手数料を加算して市が徴収を行っているとのことでした。

○兼本委員

今、京都市、兵庫県西宮市、奈良県五條市では、一部の団地で市が共益費の徴収を行っているということですが、これらの自治体で徴収を市が始めたという理由がわかれば教えてください。

○住宅課長

確認したところ、入居者の高齢化などにより、共益費の徴収や管理ができなくなったことが理由と聞いております。

○兼本委員

飯塚市の市営住宅の入居者も高齢の方が多くはないかと思えます。すけども、入居者の高齢化率、飯塚市の場合どのくらいになるか、わかりますか。

○住宅課長

令和2年9月現在の入居者総数は5780名であり、そのうち65歳以上の入居者は2481名となっております。率にしますと42.92%が65歳以上となっております。

○兼本委員

やはり飯塚市でも高齢化が進んでいるわけですね。そうすると、先ほど答弁にあった京都や西宮と同じような状況が起こってくるんじゃないかというふうに思えます。すけども、要は共益費の徴収をすることが難しい団地というのは出てくるのではないかと思います。例えばです

ね、入居者で徴収ができなくなった場合、そういった場合、市で共益費の徴収をするというようなお考えはなさそうですが、あるかどうか、もう一度ちょっと教えてください。

○住宅課長

共益費を市で徴収した場合、共益費の算定や徴収、各種料金の支払い等の事務が発生し、それに必要な事務手数料が加算されることで、入居者の金銭的負担がふえる等の課題が考えられます。住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で賃貸し、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するという公営住宅法の趣旨からしても、市で共益費を徴収することは好ましくないと考えております。しかしながら、幾つかの団地からそういう相談があっていることや、入居者の高齢化に伴い、共益費の徴収が困難な住宅が出てくる可能性が考えられるため、今後、外部委託等の活用を含め、調査研究してまいります。

○兼本委員

ぜひお願いしたいんですが、今言われました公営住宅法の第20条には、「事業主体は、公営住宅の使用に関し、その入居者から家賃及び敷金を除くほか、権利金その他の金品を徴収し、又はその入居者に不当な義務を課することができない。」という条文があるわけです。これが根拠で市が徴収するのはというところの問題の一つだとは思うんですね。ただですね、2005年の最高裁での判決では、公営住宅における共益費の支払いについて、共有部分ですね、電気代であったり、水道代、排水施設の維持費、そういったものに関しては、居住した人は必ず支払わなければならないという判決が出ております。ということは、この共益費、それぞれ地域によって変動があるかもしれませんが、ある意味、家賃の一つのようなものではないかということと、先ほどの条例にあった「権利金その他の金品を徴収し、又はその入居者に不当な義務を課することができない。」と、この共益費というのがこの不当な義務になるのかどうか。最高裁の判決等と見比べてちょっと検討していただきたいのが1点ですね。逐条解説にも、この共益費や駐車場などの共同施設についての費用を徴収することまで、この法律は禁止しているものではないですよというふうに解されていますよね。京都や西宮、そういった実際に行っているところは、条例や規則等の整備を行った上で、共益費を徴収されてあるということです。先ほど、近隣の自治体で徴収されているところはないと言われておりましたが、田川市では、これは市営住宅定期入居者募集团地一覧表というのがホームページにあります。その下のほうに、田川市汚水処理施設条例によってということを書いてあるんですけども、田川市では水道代金とあわせて、家賃とは別に水道使用料1トンにつき140円を乗じた額の汚水処理施設使用料を徴収しますよということが書いてあります。なおかつ、どうやって徴収するのかと思っていましたら、翌月末までに、その該当月分を納付書やもしくは口座振替で徴収しますと。要は水道代金とあわせて浄化槽の排水施設ですね、この維持費というのをとってあるという形を田川市はしているみたいなんですね。私もちょっとこの件があっというところと話を聞くと、浄化槽のところ、かなりの未払いが生じているという話を聞いております。業者のほうがかかり負担をしているという話を聞いています。金額もかなり大きかったです。このままだと経営もちょっと厳しいんじゃないかという話も聞いているんですね。そういったところも合わせるとですね、何かしらやはり策を考えなきゃいけないんじゃないかと思っておりますので、そういったいろいろと難しいところがあると思いますが、そういうほかの事例、それから法律との関係、そういったところも調査研究してもらって、共益費、これはどうにか全て平等にとれるように、共益費を集められるようになるようお願いしたいと思っております。

○委員長

次に、158ページ、住宅管理費、市営住宅解体工事（これまでの経過と今後の方針）について、田中武春委員の質疑を許します。

○田中武春委員

私のほうから市営住宅の解体工事、1956万5700円について質問します。この解体は

どのような計画のもとで行っているのか、教えてください。

○住宅課長

平成23年度に作成した飯塚市公営住宅等長寿命化計画は、第2次飯塚市総合計画の下位計画として、平成30年度に見直しを行い、平成29年4月1日現在、4419戸あった市営住宅を令和7年度までに3800戸に削減する目標を掲げております。本計画の目標を達成すべく、市営住宅管理計画促進事業を実施しており、耐用年数が超過し、公募を停止している住宅で棟の全てが空き家となった住宅について、計画的に解体を実施しております。

○田中武春委員

それでは、その解体の内訳を教えてください。年度ごとでいいですから。

○住宅課長

令和元年度の解体件数は10棟17戸となっております。内訳といたしましては、石丸住宅7棟7戸、道祖住宅2棟8戸、山内住宅1棟2戸の合計10棟17戸でございます。なお29年度は5棟6戸、30年度は10棟16戸を解体しております。

○田中武春委員

それでは、その解体の費用について教えてください。

○住宅課長

解体の費用につきましては、令和元年度は石丸住宅が1001万円、道祖住宅が739万8600円、山内住宅が215万7100円の計1956万5700円となっております。なお、平成29年度は812万1600円、平成30年度は2616万3千円となっております。

○田中武春委員

だいぶん高額になっていますね。では現在の戸数は、令和2年の3月末で結構ですので、教えてください。

○住宅課長

令和2年3月末現在の市営住宅の管理戸数は4371戸となっております

○田中武春委員

それでは、現在4371戸ということで、この住宅を令和7年までに3800戸にしようということなんですけど、今後の方向性について少し教えてください。

○住宅課長

本年度につきましては、14戸を解体する予定としておりますが、来年度以降につきましては、耐用年数が経過している住宅の入居者の皆様に対して、比較的新しい住宅への移転をご相談しながら、解体を進めるとともに、住宅団地の建てかえによる戸数の調整等によって、目標戸数が実現できるよう努力してまいります。

○田中武春委員

今の答弁でちょっとあれですけども、そしたら今入られている方に比較的新しい住宅への移転のご相談をするということなんですけども、ご相談をするんだから、当然、移転補助じゃないけど、そういうのは何%かあるんですか。教えてください。

○住宅課長

政策的に移転をしている場合につきましては、引っ越し代というような呼び方が正しいかどうかわかりませんが、今のところ15万円程度、引っ越し費用という形で支出させていただいております。

○田中武春委員

それは最高が15万円ということ。5万円もあるよとか、そういうことではなくて、移転すると決まったら15万円を移転費用ということで、市が責任持って払うという理解でいいんですか。移転費用が極端に言ったら15万円かからなかったと、すぐ隣だったとかいうようになったら、それは10万円しかやらないよということなの。そういうことで理解していいんですか。

○住宅課長

今現在につきましては、一律15万円という形で支出させていただいております。

○田中武春委員

15万円が妥当かどうかはちょっとわかりませんが、そういった移転を相談してもらって、古い住宅を解体していくということなんでしょう、ぱっと見ると今後5年間で500戸ぐらい、この目標ではなるんですけど、現実には年間14戸とかぐらいしか、平成29年度が6戸でしょう。30年が16戸でしょう。元年度が17戸ですね。5年間で約500戸減らさないかん、今後。ということは到底何かこう、年度ごとのシミュレーションとかいうのはつくっていらっしゃるんですか。令和7年度までのシミュレーションとかいうのがもしあったら、教えてください。

○住宅課長

シミュレーションとしてはですね、まず建てかえを今回させていただく住宅があるんですけども、そちらのほうの戸数を減らしていくというやり方と、1棟4戸連というような長屋があります。その中に1戸だけしか住んでいない棟もかなりございます。今そういう方に移転を、古いものもありますので、移転をしていただけませんかというご相談をさせていただきながら、今計画を進めている状況であります。どうしても入居者さんの希望もありますことから、なかなかうまくいっていないというような状況ではあります。

○田中武春委員

はい、わかりました。そこに住んでいる方も、市営住宅ですから、年収の少ないと言いますか、多分さっき聞いたら高齢の方が非常に多いということなので、なかなか移ってと言っても難しいかもしれませんけども、入居者と十分ご相談をさせていただいてですね、目標は目標で一応進まないといかんからですね、ただ、その住んでいる市民の方が、あまり不快感とか、ご迷惑かけないように何かこうスムーズにできるように、知恵を絞りながら、頑張ってくださいと思います。私も何かあったら努力をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑はないようですから、第5款、労働費から第8款、土木費までの質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。

休憩 10:51

再開 11:01

委員会を再開いたします。

次に、第9款、消防費から第13款、災害復旧費について、159ページから187ページまでの質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されています、161ページ、災害対策費、防災行政無線保守点検委託料について、光根委員の質疑を許します。

○光根委員

161ページ、災害対策費の防災行政無線保守点検委託料について、お尋ねいたします。防災行政無線につきましては、ちょっと古いんですけど、平成17年度では県内の市町村での整備率が全国で2番目に低かったと聞いております。その後、各市町村で整備が進んできたと思いますが、現在の福岡県の整備率がわかれば、お聞かせください。

○防災安全課長

福岡県災害年報によりますと、同報系防災行政無線の整備率は、平成30年4月現在で91.7%となっております。

○光根委員

本市におきまして、同報系の防災行政無線はいつ整備されましたか。

○防災安全課長

本市の同報系防災行政無線は、平成21年度に整備を行っております。

○光根委員

防災行政無線については、同報系と移動系の2種類があると思います。現在、市内全体で防災行政無線は何カ所ありますか。

○防災安全課長

本市の防災行政無線は、同報系につきましては、市内全域の343カ所に設置しています。また、移動系につきましては、庁舎や消防団詰所及び消防車両などに無線機を113基設置しております。

○光根委員

それでは、委託先と契約形態を教えてください。

○防災安全課長

まず防災行政無線、同報系につきましては、委託先は扶桑電通株式会社九州支店です。契約方法としましては、随意契約を結んでおります。移動系の保守点検委託につきましては、JRCシステムサービス株式会社九州支店と結んでおり、これにつきましては、指名競争入札で契約を結んでおります。

○光根委員

では、実際の保守点検業務の内容について、お聞かせください。

○防災安全課長

同報系無線につきましては、全ての箇所について機器の損傷等の確認を初め、本庁舎の統制台からテスト放送をし、スピーカーから放送が流れているのか、現地で確認を行っております。また、移動系無線につきましても同様に、全無線機について、現地において送受信の確認を行っております。

○光根委員

最後に要望ですけれども、この防災行政無線につきましては、かねてからこの大雨の際には聞こえづらいという声をたくさん耳にしておりました。同僚議員からも要望等がございましたけれども、この解消に当たりまして行政のほうも検討されたと思いますが、戸別受信機の設置について、改めてご検討をしていただくようお願いいたしたいと思いますが、これはニーズもたくさんあると思いますし、消防庁もですね、普及の推進をしていると思います。例えば、危険浸水地域とかですね、高齢者世帯、また幼稚園、保育所、福祉施設ですかね、そういうのをまず、ニーズと言いますか、ご意見を伺っていただいて、そこに設置をしていただくよう要望しまして質問を終わります。

○委員長

次に、161ページ、災害対策費、河川監視カメラ保守点検委託料について、光根委員の質疑を許します。

○光根委員

次に、河川監視カメラ保守点検委託料についてお尋ねします。現在、市が保有する河川監視カメラは何台ありますか。

○防災安全課長

現在、本市が所有している河川監視カメラは13台であります。

○光根委員

この河川監視カメラの映像は、市民の方が見ることができますか。

○防災安全課長

監視カメラの映像は、市のホームページで公開しております。市民の方はいつでも見ること

ができるようになっております。映像は、現時点でのリアルタイムの映像とあわせまして、1時間前と1日前のものが同時に見ることができるようになっております。また過去3カ月まで保存しておりますので、必要な場合には映像を確認することができるようになっております。

○光根委員

では、委託先と契約形態をお願いします。

○防災安全課長

河川監視カメラ映像配信システム保守点検の委託先につきましては、株式会社NTTデータ九州、契約形態につきましては随意契約を結ばせていただいております。

○光根委員

この監視カメラの映像が映らないといった不具合が起こらないとも限りませんが、そのような場合はどう対応されておりますか。

○防災安全課長

この河川監視カメラシステムにつきましては、24時間遠隔監視されておりますので、もしそのような不具合が起こった場合には、直ちに市のほうへ連絡が入りまして、対応するようにしております。

○光根委員

早めの避難を促すためには、河川監視カメラは必要だと思います。今後カメラの増設などの計画はありますか。

○防災安全課長

質問委員が言われますように、河川監視カメラはその時点での河川の状況を一目で確認できるため、市の災害対応に関しても、大変有効な河川監視手段であると考えております。カメラの増設につきましては、高額のコストがかかることから、現時点では増設等の計画はありません。しかしながら、河川監視は市の災害対応における大変重要な手段であると思いますので、今後も国や県が設置している河川監視カメラとの接続や、河川水位計等と連携を図りながら、河川監視の充実に努めてまいりたいと思っております。

○委員長

次に、10款、教育費、162ページ、事務局費、適応指導教室運営事業費について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

162ページの適応指導教室運営事業費についてお伺いいたします。費用は218万1899円かかっていると思います。また資料として、89ページに不登校の資料を出していただいております。こちらを見ながら、また説明させていただきたいのですが、まずは不登校の子どもたちが利用できる施設についてお伺いいたします。

○学校教育課長

不登校の子どもたちが通える施設といたしましては、適応指導教室、NPO子育てオアシス、一般財団法人家庭教育研究機構みんなのおうち、福岡県立大学キャンパス・スクールなどがあります。

○金子委員

今、全部で4つの施設を挙げていただきましたが、この施設は小学生、中学生は通うことができるのでしょうか。

○学校教育課長

小学校、中学校問わず、先ほど申しました施設に通うことはできております。

○金子委員

この資料を見ていただきたいんですが、不登校の数が小学校、中学校、平成29年はあわせて222名、平成30年度は243名、令和元年度は245名と、30年度から元年度にかけ

ては2人なんですけど、少しずつ増加しているということと、やはり私が気になるのは、小学生の不登校がふえているのではないかとこのころが大変気になります。そこで、この4施設がかかわってあるんですが、その中で、報酬はどのようになっているか、お願いいたします。

○学校教育課長

飯塚市としまして、適応指導教室では、所長及び指導助手が子どもたちの学習指導に当たっておりますので、令和元年度につきましては、所長に対しましては、市の非常勤嘱託職員、指導助手は臨時職員ですので、それぞれ賃金をお渡ししているという形をとっております。

○金子委員

適応指導教室には報酬はあるけれども、残念ながらこのNPO法人、または一般財団法人、県立大学には支払いができていないということは、市民の皆さんの善意などでやっているというのがわかります。本当にありがたい市民の方の力ではないかと思えます。オアシスということも、何年もずっとやっているところを見て、本当に市民の力とは大きいなと私はつくづく思っているところですが、また、学校との連携というのが大切だと思えますが、この不登校の子たちというのは、出席扱いはどうなっているのか、お願いします。

○学校教育課長

適応指導教室またはその子どもをサポートする施設に関しまして、そこに通う児童生徒に対しましては、出席扱いとさせていただいております。

○金子委員

子どもたちにしても、またそこにかかわっている保護者の方にしても、またその学校の先生たちにしても、子どもたちの居場所があるというのは、大変ありがたいことで、それが出席に反映されるというのは、本当にこう安心できる、自分の価値が認められるというような感じもあるのではないかと思いますので、ずっとこれは連携していくことは大切だと思えます。

では、適応教室の先生方や、みんなのおうちオアシスとかキャンパス・スクールと連携していく中で、教科書や学習プリントのようなものがやっぱり必要になってくると思えますが、その連携、例えば教科書の配付などは、どのようになっているのでしょうか。

○学校教育課長

適応指導教室に関しまして、教科書は配付をさせていただいております。ほかの事業者に対しまして要望がありましたら、さまざまなプリント等の提供をさせていただいております。

○金子委員

ある意味、教えることは無償でやられているところもあると思えます。しかしまた、そのいろんな面で学習プリントや、また交通費等、いろいろなところで保護者も負担がかかっていると思うし、また対応されている先生方も、いろんな負担がかかっていると思えますので、さまざまな連携が要ると思えます。ハード面ソフト面が充実してこそその連携だと思えますので、教科書また学習プリントの連携も、ぜひよろしくをお願いします。適応指導教室以外のところの連携も力を入れていただきたいと思えます。

○委員長

次に、163ページ、事務局費、スクールカウンセラー謝礼金（各校への配置状況、実施状況、対象等）について、田中武春委員の質疑を許します。

○田中武春委員

私のほうから163ページのスクールカウンセラーの謝礼金645万円ということで、少し質問したいと思います。このスクールカウンセラーのことについてですけれども、県がスクールカウンセラーを導入したのはいつからか。また、本市のスクールカウンセラーの配置事業について、いつからかをお答えください。

○学校教育課長

スクールカウンセラー導入以前は、生徒の心のケアに対しまして、担任や養護教諭、生徒指

導等の教員が行っていましたが、子どもたちの心の問題の多様化、また複雑化の状況を踏まえまして、専門的な臨床心理士などのスクールカウンセラーとしまして配置する事業を、県としましては平成17年度より始めております。飯塚市のスクールカウンセラー配置事業に関しては、飯塚市が合併いたしました。平成18年度から始めております。

○田中武春委員

県が平成17年に始めて、その1年後、市が合併した平成18年度からこの事業がスタートしたと理解します。

次に、飯塚市のスクールカウンセラーの配置状況やシステムについて、どのように進められているのか、お願いします。

○学校教育課長

飯塚市に初めて導入されました年度は3名の配置でしたが、令和元年度はスクールカウンセラーが5名、スクールソーシャルワーカー1名です。スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーは、週1回、4時間の設定でスケジュールを調整しております。

○田中武春委員

市が初めて導入した年度は3名、平成18年度のときは3名の配置だったということですね。そして、元年度から5名にしたということですね。はい、わかりました。スクールソーシャルワーカーが1名なので、計6名ということですね。さっきの答弁では、週1回、4時間の設定でスケジュールを調整していますということなんですけれども、そうしたら、ちょっと小中学校いっぱいありますが、この週4時間をA学校には午前中いて、B学校には午後から行ってとかいうふうなスケジュールで回していると言うか、配置していると言うか、そういう考えでいいんでしょうか。

○学校教育課長

質問委員がおっしゃいましたとおり、スクールカウンセラーのスケジュールの組み合わせで、午前、午後と入ったりする日にちもございますし、午前みのスケジュールで行うこともあります。

○田中武春委員

なかなか6名で、全小中学校は厳しいのではないかなど。県のほうもあるのか、そうですね、県もありますよね。はい、わかりました。

次に、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの仕事内容について、その違いについて教えてください。

○学校教育課長

スクールカウンセラーは、臨床心理士としての専門性を生かしまして、児童生徒に対する相談や助言を行ったり、また保護者や教職員に対する相談、教職員や児童生徒への研修や講話などを行っていただいております。特に、問題行動の未然防止やいじめ、不登校の早期発見、早期解決を図っております。スクールソーシャルワーカーは、社会福祉士や精神保健福祉士としての専門性を生かしながら、問題を抱える児童生徒が置かれた生活環境への働きかけや、社会福祉関係とのネットワークと連携や調整、保護者や教職員等に対する支援、情報提供などを行い、児童生徒の家族の問題解決に向けて取り組んでおります。このスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの相違点といたしましては、スクールカウンセラーは、児童生徒の心や内面に焦点を当てて、問題解決に当たり、個人の変容を目的としております。スクールソーシャルワーカーに関しましては、子どもを取り巻く環境に焦点を当てて、問題解決に当たっていくところに少し違いがあります。このようにスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの役割分担をしながら、さまざまなケースにかかわっていくようにしております。

○田中武春委員

それでは、令和元年度のスクールカウンセラー及びソーシャルワーカーの派遣の実施状況や、

相談内容がわかりましたら、説明をしてください。

○学校教育課長

令和元年度のスクールカウンセラーの相談件数は、小学校が1423件、中学校が134件、就学前が16件で計1573件です。訪問面談や電話相談、また来所されての相談が多く、特に内容としましては、学業や進路のこと、あと発達障がいとの関係の相談、不登校、友人関係に関する相談内容が大半を占めております。相談相手も、児童生徒、保護者、教師とさまざまでございます。スクールソーシャルワーカーの相談件数は、小学校が154件、中学は77件で231件でございます。内容といたしましても、家庭環境の問題、不登校、虐待関係、発達障がい関係に関する相談が多く、市教委の研究所や福祉部、地域の民生委員さんからの要請を受けまして、保護者や家庭との連絡をとって実施しております。

○田中武春委員

対象者の中に、保護者も当然含まれているというふうに思いますけれども、保護者の相談件数というのは大体何件ぐらいあったんでしょうか、教えてください。

○学校教育課長

まずスクールカウンセラーに対する保護者の相談件数は、小学校が全相談件数のうちの23%、中学校に関しましては35%となります。スクールソーシャルワーカーに対する保護者の相談件数は小学校が16%、中学生は全体の12%となっております。

○田中武春委員

保護者のご相談も結構多いですね。現在コロナ禍の中で、大変な中で、児童生徒それから保護者の方々は不安や大きな悩みを抱えておられるというふうに思います。今後とも、そうした心理的な側面から、不安やストレス等を和らげるとともに、福祉的な側面からも、ぜひ支援ネットワークが構築できるように、最後をお願いしまして、質問を終わりたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○委員長

次に、163ページ、169ページ、事務局費、教育振興費、学力向上推進事業費（内容、日程、対象、講師）について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

163ページの学力向上推進事業についてお伺いいたします。こちらの事業の内容についてお伺いします。

○学校教育課長

学力向上のために行う推進事業といたしまして、基礎基本の習得を目的とする徹底反復学習を推進していくために、教職員を対象といたしまして、学力向上アドバイザーである陰山英男先生、小河 勝先生を6月、1月、2月、それぞれ年間2回招聘いたしております。また、東京大学と連携し、協調学習を推進するために、大学の講師を6月と11月に招聘しております。また、小学校費及び中学校費につきましては、協調学習研修協議会に参加のための費用や、小中学校で年間2回の学力検査等を実施しております。

○金子委員

この基礎基本の習得をするためということ、大変効果が出ているということも聞くんですけども、どのようにその成果を捉えているか、教えてください。

○学校教育課長

小学校の学力実態をはかるために、全国標準学力検査NRT、国語、数学において検査をしております。おおむね全国平均を上回り、中学校におきましても、県の標準学力分析テスト等を行いまして、県の平均を上回る結果が出ているところでございます。

○金子委員

残念ながら筑豊地区は学力が低いということはずっと言われていたんですけど、こうやって

飯塚市が県の平均をいくという事は本当にうれしいことだと思います。子どもたち一人一人も実力をつけて、いろんなところに羽ばたいていくためにも、この事業をしっかりと継続していただきますよう、よろしく願いいたします。

○委員長

次に、168ページ、教育振興費、特別支援教育支援員配置事業費（支援員の人数、賃金の計算方法）について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

先ほどは学力の件を言いましたけども、学校の中にはさまざまな子どもさんがいらっしゃいます。先ほど不登校のことも言いましたが、また学力が残念ながら伸びにくい子と、また、学習障がいの子、いろいろな子どもたちがいらっしゃいます。その中で、支援をやってくださっている方たちが、この教育支援員の方たちと思うんですが、この支援員の方たちは、実際にどのくらいの方がいらっしゃるのか。小学校、中学校、何人いらっしゃるのか、教えてください。

○学校教育課長

令和元年度におきまして、小学校に57名、中学校に18名、合計で75名配置しております。

○金子委員

かなりの人数の方が仕事をされている、支援されているんだなとわかりました。では、この3年間、近いところで3年間の推移等はわかりますか。

○学校教育課長

平成29年度は小学校が45名、中学校が16名の合計61名になります。平成30年度は小学校が54名、中学校が14名、合計68名となります。

○金子委員

やはりこれも数がふえてきている。やはりいろんな心配というか、発達の問題を抱えた子どもさんが多くて、それに対して支援員もたくさんふえてきているんだろうなということがわかります。では、この方たちの資格というのは、どうなっているのでしょうか。

○学校教育課長

資格に関しまして、特に教員免許等の資格等は要りません。

○金子委員

資格がない方が学校に入って、一生懸命やってあるんだろうなと思います。市民の方、私も何人かその方たちを知っているんですけど、個人研さんというかですね、いろんなネットワークを使ったり、また勉強をそれぞれされて、力をつけていっている姿が私はとても心苦しいというかですね、どうにかして勉強ができるような体制がとれたらいいなと常々思っておりますが、この方たちに対しての研修はございますか。

○学校教育課長

研修につきましては、4月に新規採用者を対象に行っております。また、7月には全員を対象にですね、研修会を毎年実施させていただいております。

○金子委員

学校には本当にさまざまな子どもたちがいて、さまざまな特別な支援が必要だと思います。また特に子どもたちは発達をしていくので、それぞれ変わっていくというので、学校の先生たちも特別支援の先生になるためには、特別な勉強をしなくてはいけない。同様に、この支援してくださっている方も、また勉強が必要ではないかなと思います。

では、この方たちの賃金はどのように計算されておりますか。

○学校教育課長

令和元年度に関しましては、飯塚市臨時職員の事務職員賃金をベースに積算を行っているところでございます。

○金子委員

やはり、熱心に働いていただくためには、それだけの保障が必要ではないかなと私は常々思います。子どもたちが何より安心して学校生活を送るためには、しっかりとそのサポートをしてくださる方への、またそのサポートというか、働く環境を整えていただくよう、よろしくお願いたします。

○委員長

次に、169ページ、教育振興費、オンライン英会話授業の成果及び課題、今後の取り組みについて、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

小学校費、教育振興費、オンライン英会話授業の成果及び課題、今後の取り組みについて、お尋ねいたします。最初に、オンライン英会話の授業の成果と課題、これからの課題といますか、わかれば教えてください。

○学校教育課長

小学校5年生、6年生の児童を対象にオンライン英会話を行っております。その成果といたしましては、児童一人一人に一定の発話量を確保することができることや、児童の実態に応じた指導を打ち合わせ、準備することができますので、児童はそれぞれ授業に対する満足感を得ることができます。昨年度のアンケートの結果では、挨拶などの身近な会話ができると感じている児童、また、英会話の学習が楽しいと感じる児童生徒の割合が多くなっております。また、オンライン英会話を通しまして、外国語と触れ合うことを楽しいと感じましたり、積極的にコミュニケーションをとったりする生徒の様子が伺えます。課題といたしましては、指導側の運営上のものが挙げられます。マン・ツー・マンで英会話をすることから、複数の講師を確保する必要があります。そのため、講師の質の担保が課題となります。また、オンラインで行いますため、通信状況が不安定になる場合がありますので、その場合は業者から派遣されているオンライン英会話支援員が対応を行っているという課題があります。

○兼本委員

小学校のオンライン英会話の成果が、残念ながら中学校で反映されていないように思いますが、教育委員会としましては、どのようにこのことを分析されていらっしゃるのでしょうか。

○学校教育課長

小学校段階での英会話では、聞くこと、話すことの活動が中心であり、英語をいかに楽しむか、動機づけを重視するものであります。よって、現在の市内の中学校におきまして、小学校時代にオンライン英会話を全員が経験しておりますので、英会話によるコミュニケーション、興味、関心は非常に高いもの持っております。しかし、中学校の英語教育となりますと、聞くこと、話すこと、それにつけ加えまして、読むこと、書くことを含めた4つの技能のコミュニケーション能力を育むようになってきますので、少しずつ子どもたちに苦手な意識が出てくるのが課題として挙げられます。そこで、英語教育の目標がコミュニケーション能力を身につけていくことであります。中学校では文法や語彙等の知識がどれだけ身についたかという観点で授業は進んでいきますので、そのあたりが大きな原因かと考えます。また、中学校に入りますと、各教科の授業のスピードや学習の量、またテストが難しくなっております。また部活等も始まりますので、生活様式が変わるのも一つの原因になっているかと分析をさせていただいております。

○兼本委員

今答弁いただきましたように、英語で何ができるかから、知識がどれだけ身についたかというふうに小学校から中学校になると変わってくるということなんですね。今後の英語教育の取り組みについてなんですか、どのようになっていますでしょうか。

○学校教育課長

本年度から小学校5、6年生におきまして、外国語科、年間70時間が教科化されました。また、外国語活動の授業を新たに3年生や4年生で行うようになりました。小学校における英語教育が拡充されております。そこで、小学校では、外国語によるコミュニケーションを図る基礎となる資質、能力を育成することを目指しています。そのため、オンライン英会話を継続し、児童に英語によるコミュニケーション能力の基礎を養うことが望ましいと考えております。

○兼本委員

私も、英語というのは小さい頃から早目に身につけたほうがいいんだよというような話も以前聞いたことあるんですけども、このオンライン英会話は、最初に片峯市長が、たしか飯塚小学校で最初にあったとき、私も見に行つてすばらしいなと、本当にすばらしい授業だというふうにその当時から思っておりました。現在は、小学校5年生及び6年生が対象ということなんですけども、今後、小学校におけるオンライン英会話の対象学年の拡大、そういうことに関して教育委員会としてはどのようにお考えなのか、お伺いします。

○学校教育課長

小学校の3年生、4年生にも、外国語活動が始まりましたが、外国語に初めて出会う子どもたちがまだ多くて、本来のように一対一でコミュニケーションをとっていくには、まだまだ難しい段階だと思っております。そのため、飯塚市では3年生、4年生の全クラスに年間5回のALTを派遣しまして、学級のみinnで外国語のゲームやコミュニケーションを図りながら、英語に親しんでもらいたいと考えております。そのため、オンライン英会話は5年生、6年生で実施し、3年生、4年生ではALTを派遣しまして、コミュニケーションの素地を養うことが大切だろうと考えております。

○兼本委員

小学校3年生、4年生ではALTを派遣してコミュニケーションの基礎を養うと。そしてオンライン英会話の授業を5、6年生で実施してやっていくということですね。わかりました。

次に、飯塚市のように小学生からオンラインによるネイティブ講師とのマン・ツー・マンでの英会話レッスンを授業に導入している自治体というのは非常に少ないのではないかと考えております。片峯市長もですね、中学校卒業までに英語を話せる飯塚市の子どもを育てることを目標に、この授業を導入されたと思いますが、先ほどからちょっと話をしていましたが、中学校に入学すると、せっかく取り組んできたオンライン英会話のよさが何かなくなってしまうようで非常に残念だと私は思っているんです。高校入試においても、リスニングやスピーキングの試験がより一層重視されてきますし、大学受験にも影響を及ぼしてくると思います。そこで、せっかく築き上げてきたオンライン英会話、中学生も継続していく授業の拡大というのは考えられませんか。

○学校教育課長

本年度から小学校も外国語が教科化されまして、英語になれ親しむことができますように、5年生からオンライン英会話を実施しているところでございます。この学習指導要領の改訂により、中学校の英語も大変難しくなりまして、外国語で自分自身の考えや気持ちを対話で伝えあう対話的な活動が重視されるようになってきております。よって中学校では、各学級に年間16回程度のALTを派遣しておりますが、中学校でのオンライン英会話の実施は、まだ少し難しいのではないかと考えておりましたが、質問委員がおっしゃいますとおり、今後、グローバル化に対応した新たな英語教育の本格展開を、今後、考えていかなくてはいけないと考えております。よって、小学校、中学校の英語教育の学習実態を踏まえまして、中学校によるオンライン英会話について、今後、調査研究を進めてまいりたいと思います。教育に対するありがたいご意見、大変ありがとうございました。

○兼本委員

いえ、こちらこそ。非常に前向きな答弁をいただいたというふうに私は個人的に思っております。市内全ての公立の小中学校のオンライン英会話の実施というのが実現すればですね、恐らくこれは全国初めてのことでないかと。私が言うまでもありませんけども、子どもたちは、日本の宝、飯塚の宝、そして各家庭の宝です。また、次年度以降、財政が苦しくなるということは百も承知しております。課長もきょういらっしゃるのであれですけど、百も承知しております。しかし、私たちの宝物と言いますか、子どもたちのためにですね、授業の拡大をぜひ検討していただきたいことを要望いたします。最後に、もしよろしければ、市長、オンライン英会話についてですね、市長の思いがあれば、ぜひお聞かせいただきたいと思っております。

○市長

飯塚市における小中学生への英語教育について、さまざまな方面から分析いただきましてありがとうございます。これを導入するときは正直言いまして予算もかかりますし、周りの理解をいただいたことに感謝するとともに、こんなことを考えて導入をいたしました。今、質問者がおっしゃるとおり、グローバル化の時代に対応できるような子どもたちにしたいという思いもありました。でも、実は別の側面もありまして、嘉穂附属中学校に入学した新1年生、これは初めての入学生でございます。校長先生にお聞きすると、半分の子どもがもう英語が結構しゃべれると。半分の子どもは小学校段階から親が英会話レッスンを受けさせていたという話を聞きまして、家庭でそういうことができる家庭の子どもと、そうでない家庭の子どもで、将来の選択肢の幅が変わってくるなということを感じまして、それなら公教育の中でも、一定程度の英会話ができるような子どもを育てることをやりたいと。質問者がおっしゃったとおり、全ての子どもが、英語が話せる飯塚市というような大きなスローガンを持ちまして取り組んだところでございます。ご指摘のとおり、教育委員会も悩んでおられましたし、私も教育長時代から、小学校から中学校に行くときに、せっかく楽しいと言っていた子どもたちがいろいろな面はあるでしょうが、その意欲が低下してしまうのはなぜかということについて悩んでおりましたし、教育委員会としても、学校教育課も、毎年英語教員の研修会を、中学校の教員の研修会をするなどして努力は続けてきましたが、なかなかこの問題は克服できておりませんでしたので、今一方策についてお示しいただきましたので、教育委員会のほうとも相談しながら、子どもたちにとって意欲が継続するような、よりよいあり方について、私も勉強していきたいと思っております。

○兼本委員

ありがとうございます。今、市長おっしゃられました学習機会を子どもたちに全体的に平等化をするといったこと。それからやはり飯塚市には協調学習、それからプログラミングとあわせてオンライン英会話というのがございます。ぜひ、この飯塚市の教育の特徴であるこういった授業を展開して、グローバルな人材の育成を飯塚市はできるんだよというようなことも、ぜひお示しいただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○委員長

次に、169ページ、教育振興費、オンライン英会話授業支援業務委託料（実施している子どもたちの実態）について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

市長から大変前向きなお話をいただいたので、取り下げようかと思いましたが、やはりちょっと一言要望させてください。英語というのは、聞く、話す、読む、書くというのがございまして、聞く、話すというのは英会話でできると思うんですが、これからの時代は、ただ聞くとか話すだけでなく、実際に英語を使って読んだり書いたりすることまでが求められる時代に来ていると思うんです。ただ面と向かって、ただ英会話ができるだけじゃなくて、英語を使って文章を読んだり聞いたりする能力が、さまざまな分野で要求されている時代がもうすぐそこまで、特にコロナ禍で、今、実際に来ていると思うんですね。その中で、このオンライン英会

話をもうやっていたというのは大変先取りした授業だったなと私はつくづく思います。英語の授業の中でオンライン英会話をやっていくというのは大変難しいことなのかな、英語の授業の中でやっていくというのも難しいのかなというのも実際の先生方が思われることではないかなと思うんですが、総合学習等の時間でオンライン英会話だけじゃなくて、実際に文章を書いたり読んだりするというのもまた可能ではないかな、せっかく続いてきた関係はできるのではないかなと思いますので、ぜひ前向きに取り組んでいただきますよう、よろしく願いいたします。

○委員長

次に、169ページ、172ページ、教育振興費、本物・未来志向の人材育成事業（講師、対象、日程）について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

この本物・未来志向の人材育成について、まずは、大まかで構いませんので、講師や対象などについてお聞かせ願います。

○学校教育課長

実施した内容は5点ございます。まず、宮良多鶴子氏による平和コンサート。これは5月に鯉田小学校、鎮西校で行っております。次に、ギラヴァンツ北九州によりますスポーツ交流事業です。これは小学校全校に6月から2月でわけて執り行っております。次に、オリンピック・パラリンピック選手講演会、これは12月に飯塚小学校、飯塚第二中学校で阿達阿記子さんをお呼んでの講演会を行っております。次に、ヤングアメリカンズ、令和元年度は6月19日に颯田校、6月20日に二瀬中学校で行っております。最後に、お仕事スタジアム、これは飯塚市商工会議所が中心となりまして、福岡市の企業34社を集めまして、令和元年度は庄内中学校、穂波東中学校、飯塚第一中学校の1年生が参加をしております。

○金子委員

私自身もこのヤングアメリカンズや、お仕事スタジアム等を見に行かせていただきましたが、大変熱心にやっていて、子どもたちが大変生き生きしているなというふうにも実感しました。では、この人材育成事業の成果についてどのような考えなのか、教えてください。

○学校教育課長

著名人やプロの方々に触れることで、将来に向けての夢、挑戦する勇気、何かに取り組むというすばらしさなどをですね、社会を築いていく子どもたちにとって、人としてのあり方や人間性の向上が重要であったことを学べるよい機会になっております。今後、児童生徒の一人一人の成長のきっかけになるものと考えております。

○金子委員

コロナでできないことも、ことはふえてきたのかなと思いますけども、飯塚市にはさまざまな知識や技能を持った方がいらっしゃいますので、その方たちをつなぐ意味でもですね、ぜひ、この事業を継続していただきますようよろしく願いいたします。

○委員長

次に、172ページ、教育振興費、運動部活動指導者謝礼金について、奥山委員の質疑を許します。

○奥山委員

学校教育課も最後になりますが、よろしく願いします。私のほうから運動部活動指導者謝礼金について、お伺いをしていきます。その前にですね、今ずっとお話されていましたが、学校の先生が大変な、今もう小学校、中学校、教科を教えたりということで、ご苦労されているなというのがですね、よくわかりました。それを少しでも軽減できるようにということで、この部活の外部指導者の方がおられるわけですけども、ずっと見るとですね、外部から先生のかわりにいろんな方々が学校に入って、先ほどもありましたように、特別支援教育支援員の

方々、スクールカウンセラーの方々、スクールソーシャルワーカーの方々、外国語が得意でない先生もおられるかもしれませんが、オンラインで英語の教育ということですね。それとあと、体育、運動部の部外からの指導員というところで、先生も大変な思いをしながら、少しでも子どもたちが健やかに、また、学力だけではなくて運動面も、あわせながら、健やかに成長していくために、こういういろんなカリキュラムですね、カリキュラムというか、外に力を借りながらされているんだというのが、よくわかりました。その中で一つ伺ってまいりたいと思いますけども、その前に運動部の活動についてですね、顧問の方々がその部活の数いらっしゃると思いますけども、保健体育の先生以外で、部活動の経験のない方が、やはり中学校、高校などで部活の顧問をされておりますけども、中学校で46%の先生が経験がないと、でも教えていると。高校では41%となっておりますけども、そんな中で少しでも、外部から来てですね、一緒に指導していこうということで、部活動指導者、指導員とは別ですけども、おられますけども、元年度のまずお尋ねしますけど、部活動指導者は何人おられるのか、お尋ねします。

○学校教育課長

市内10中学校がございまして、部活動外部指導者は、全体で16名任用しております。

○奥山委員

もし種目がわかれば、お願いします。

○学校教育課長

軟式野球部が1名、バスケットボール部4名、バレーボール部2名、サッカー部2名、剣道部6名、柔道部1名となっております。

○奥山委員

やはり今言われた部活はですね、やっぱり経験者でないとなかなか難しいのかなというところがあって、部外指導者がいらっしゃるということですけども、その指導者の方々への謝礼金についてはどのようになっておるのか、お伺いします。

○学校教育課長

部活動指導1日を1回といたしまして、謝礼金を支給しております。支給基準は1回1500円で月8日、年間56日を上限とさせていただいております。

○奥山委員

一日1500円、月8日間ということで、部活は週に2日休みですかね。決められていると思いますけども、なかなかこれから計算すると足りないんじゃないかなというふうに思います。この後ですね、その中で伺ってまいりますけれども、その部活指導者はどのような活動を実際されてあるのか、伺います。

○学校教育課長

中学校の部活動を振興するため、学校が依頼した外部社会人が顧問の先生と連携協力しながら、部活動のコーチとして専門的な技術指導を行っていただいております。

○奥山委員

ちょっと前と重なりますけども、月8回ということで、週2日休みにするならば、月20日を上限にはできないのかどうか、お尋ねします。

○学校教育課長

今後、他の自治体の状況などを参考にさせていただきながら、関係部署とまた考えてまいりたいと思います。

○奥山委員

月8日ということで、外部の指導者の方も熱心にやっぱり子どもに教えていきたいと。また、子どもたちもそれを求めてきて強くなりたいたいか、うまくなりたいたいかいうですね、希望があるかと思しますので、少しでも、検討していただきながら、20日間近くですね、教えられ

ばというふうに思いますので、よろしくお願いします。

次に、部活指導者の任用形態についてお尋ねします。

○学校教育課長

外部指導者とは学校の部活動の指導及びその補助のために登用される人材でありまして、部活動をサポートする立場でございますので、特に、勤務形態等の決まりはございません。しかし、部活動は、学校教育の一環として、学校、顧問の教員により進められる教育活動でございますから、外部指導者の協力を得る場合には、学校全体の目標、部の活動目標など、確認をしながらですね、生徒の事故が発生した場合の対応につきまして、それに関しましても学校や顧問教師と外部指導者との間で十分な調整を共有する必要があると考えております。また、技術面の指導におきましても、顧問は外部指導者だけに任せるのではなく、同時に進めていくことを行うように指導しております。

○奥山委員

やはり、顧問の先生と連携しながらですね、しっかり見てあるんだなということです。次に、令和2年度より任用されておられます、今度は指導者ではなくて、部活動指導員というものはどのようなものなのか、指導者との違いについて説明をお願いします。

○学校教育課長

学校教育法施行規則の一部を改正する省令におきまして、外部指導員として学校における部活動の指導体制の充実が図られております。部活動指導員とは校長の監督を受けまして、今までの技術指導に従事するだけでなく、年間または月の指導計画の作成や指導員単独での指導、または大会、練習試合等、校外での活動の引率、保護者への連絡、けがが発生したときの場合の対応など、学校として組織的に対応していくことが挙げられます。任用形態も、会計年度任用職員となりまして、報酬や費用弁償、災害補償等の適用を行う予定しております。

○奥山委員

指導員ということで説明いただきましたけれども、指導者の方が約16名おられますけれども、この方々をですね、指導員のほうに、今後変えていけるのかどうかも検討していただきたいというふうに思います。というのが、練習試合等で行けるのが、指導員の方だけであって、指導者の方は、子どもたちを引率ができないのが大きな違いになっているようですので、そこもスムーズに引率ができるようになればというふうに思います。その指導員については、今、何人おられるかお伺いします。

○学校教育課長

現在、庄内中学校に2名、部活動は柔道部とバスケットボールです。あと穂波西中学校に1名、ここは卓球部に1名、合計3名が部活動指導員として任用しております。

○奥山委員

3名ということですので、それにプラスになっていけばいいのかなと思います。最後、要望になりますけれども、部活動を頑張って進路を選択する生徒さんもたくさんおられると思います。特にいろんな部活がありますので、野球ならどこどこか、柔道ならどこどこか、いろんな高校を目指す子どもさんもいらっしゃると思いますし、それを目的にいろんな中学校、飯塚市内ではないところの中学校に行かれたりとかいうのもあると思います。選手の技術向上のためもありますし、専門的な外部指導員を発掘して、市内の中学校に紹介していただきたいというふうに思います。最近では、飯塚市内の中学校の生徒の中には、かなり上位の大会に出場する生徒さんもおられるというふうに聞いております。学校にもっと専門的な指導を入れて、飯塚市の活性化につなげていただきたいと思いますので、ぜひ指導員の増員といいますか、よろしく願いして、この質問を終わります。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 12:02

再開 13:10

委員会を再開いたします。

次に、175ページ、社会教育総務費、放課後子ども教室推進事業費の成果と課題、協働活動支援員の人数について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

放課後子ども教室推進事業費についてお伺いいたします。まず、この事業の成果と課題について、お知らせください。

○生涯学習課長

令和元年度の事業成果といたしましては、交流センターや市内19小学校の18教室において、年間1088回を開催、参加児童数は1年生から6年生まで実人数にいたしまして1868人、延べ人数にいたしまして2万424人となっております。各教室の学習指導者として、地域の方々にご協力いただきまして、ニュースポーツ、ものづくり、英会話、かるた、書道、そろばん、料理など、計280の体験交流にかかわるさまざまな学習プログラムの提供を行うことができます。各学校や地域との連携を深めながら、高齢者や異学年など異なる年齢層との交流を持つことにより、学習意欲の向上や生活習慣の習得等の総合的な学習の場の提供を行うとともに、優しさや積極性、協調性などを身につけ、社会生活の中で必要となる生きる力を持った子どもの育成、また地域の中から指導者などを登用することで、地域における子どもの育成環境づくりや、安心安全な居場所づくりを推進することにもつながっているところでございます。

次に、課題といたしましては、支援スタッフとなる地域の人材確保に努めながら、事業を円滑に継続し、地域づくりや人づくりへとつながっていくよう事業活動に取り組んでいくことが大切であると考えております。また活動内容や協力体制、実施時の課題等について適時協議し、子どもたちが放課後を安全安心に過ごし、より多くの体験活動を行うことができるよう事業を推進していきたいと考えております。

○金子委員

280の体験が、さまざまな地域の方とできているというのは本当にすごいことだなと思います。学校教育も本当に大切だと思いますが、このような社会教育が充実していくことは、特に今の子どもたちには必要なことだと思います。いろんな経験不足が語られ、またコロナの時代、人との交流が少なくなった時代に突入しているなと思いますので、実際に会って、いろんな年代の方たちと会うのはとても素晴らしいと思うのですが、その中で一緒にやっていただける方、協働活動支援員等の方に関しての謝礼金の報償費346万6500円というのは、どのような内容になっているのか、お伝えください。

○生涯学習課長

協働活動支援員等謝礼金報償費につきましては、各小学校区の教室の学習指導者や、安全管理として拝聴するサポーター等に1回当たり1500円の謝礼金を支払っております。令和元年度の支出内訳は、学習指導者が実人数で111名、延べにいたしまして1217名分182万5500円、安全管理者実人員で104名、延べ1094名分で164万1千円という内訳になっております。

○金子委員

たくさんの方が、さまざまな活動をされている。いろんな支援があるんだなとつくづく思います。例えば、かるたとかだったら、そんなに人数は要らないだろうと思うんですが、料理などについては、いろんな人の協力が必要だろうなというふうに思います。また、ここは交流センターではなくて、小学校でやっているというのが、大変しやすい事業なんだろうと思います。ぜひ、学校や地域を連携するような形をつくっていただき、また地域の方たちも参加しやすい

ような体制、そしてまたそれに見合った報酬が払っていただけるよう体制を、ぜひつくっていただきますよう、よろしく願いいたします。

○委員長

次に、175ページ、社会教育総務費、グローバル人材育成研修事業費について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

続きまして、グローバル人材育成研修事業費についてお尋ねいたします。まず、令和元年度の事業実施については、新型コロナウイルスの関係で延期したとお聞きしましたが、どうでしょうか。

○国際政策課長

本事業につきましては、令和2年3月に姉妹都市でございますアメリカ、サニーベール市にて海外研修を実施する予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う国内外における状況を踏まえ、令和2年2月末にサニーベール市側との協議を行いまして、研修生及びサニーベール市のホストファミリー等の安全確保が最優先であると判断し、延期といたしました。

○金子委員

3月に実施だったということで、本当に残念な思いをされている方がたくさんおられることと思います。大変な決断だったと思いますが、延期したのに、委託料が800万5180円とあるのは、この理由についてお示してください。

○国際政策課長

本事業につきましては、毎年夏ごろに募集を開始いたしまして、年度末となります3月に海外研修を実施し、帰国後の4月から5月にかけて、事後研修を行う組み立てとしております。事業の完了が翌年度となりますことから、事業実施年度に債務負担行為を設定し、翌年度の当初予算にて計上して支出しているものでございます。よって、決算書に記載の委託料800万5180円につきましては、平成30年度事業として、平成31年3月に海外研修を実施した際の委託料でございます。なお、委託料の主な内訳といたしましては、往復の海外渡航費用や現地で使用するバス等の必要な経費などでございます。

○金子委員

令和元年度の事業ではなかったけれども、前年度の事業にまたがっていたので載せていたということで、またがった事業だということがよくわかりました。

では、延期についてですが、令和2年はどうするのか、お考えがありましたら教えてください。

○国際政策課長

令和2年度の当該事業実施に当たりまして、延期といたしました令和元年度の研修生20名をそのまま継続いたしまして、令和3年3月に派遣する予定で事業を進めております。

○金子委員

現在でも、まだまだ新型コロナウイルス感染症が日本でも落ちついていない。またさらにはアメリカでも落ちついていない状況の中で、決断していくというのは大変難しいことではないかなと思っています。しかし、何らかの方法で交流ができるかなとも思うんですけど、そのことについては、何か考えてありますでしょうか。

○国際政策課長

新型コロナウイルス感染症の状況によっては、本年度も中止とせざるを得ないことも想定いたしまして、その際の代替措置として、サニーベール市とオンラインによる交流や、語学研修等により、国際感覚豊かな人材育成につながるような国内研修等への変更について、検討しているところでございます。

○金子委員

先ほどもオンラインと出てきたから、ここでもやっぱりオンラインが利用できるんだなとつくづく思います。いろんな方法をとってやっていただいたらなあと思うんですけども、実際この事業は、飯塚の子どもたちがサニーベールに行く、反対にサニーベールの子たちが、この飯塚にやって来るという事業でありました。ことしのサニーベールの中高生が飯塚に来るといふ、それはどうなっておりますでしょうか。

○国際政策課長

サニーベール市からの中高生の来飯につきましては、毎年度6月に受け入れを実施しておりますが、こちらにつきましても新型コロナウイルス感染症の影響により、本年2月末において、サニーベール市より中止決定のご報告がございましたので、受け入れはございませんでした。

○金子委員

飯塚市がサニーベールと姉妹都市になったということは大変うれしいなと思っております。しかし、こうやって一度、中高生の交流が途絶えてしまうと、それをまた構築していくのは大変なことかと思いますが、また今、新型コロナウイルスの関係でできていないということが、私も大変残念に思っております。今のこの時期に何かやっていること、またこれからやっていきたいなと思っていることがあればお示してください。

○国際政策課長

本市としましては、コロナ禍でございまして草の根の国際交流へとつながる持続可能な姉妹都市交流を継続していくことが重要であると考えております。サニーベール市の関係者とはフェイスブックでの交流やオンラインでの交流を続けておりますし、これまでに子どもたちの相互交流に携わった方々の間では、折に触れてお互いの市の近況や情報を市民レベルでやりとりもなされております。ご質問の新たな取り組みといたしましては、サニーベール市側の高校生の発案によりまして、インスタグラムを通じて、本市とサニーベール市の中高生同士が英語や日本語を交えながら交流を深める取り組みを始めることとしておりまして、本年10月より交流を希望する中高生の募集をすることとしております。

○金子委員

せっかくこうつながったものが切れてしまうのは本当に残念なことです。よくソーシャルディスタンスというんですけども、あれはもともとその物理的な距離をいうことであるんですが、テドロス事務局長という方がいらっしゃって、物理的な距離は社会的な距離でないと言われておりました。いろんな方法を使って、社会的な距離を縮めるような、本当の意味での社会的な距離を縮めるような努力をやっていただけたらなと思っております。

○委員長

次に、176ページ、社会教育総務費、少年の船参加負担金（行先、参加状況、広報の仕方）について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

続けて3つ目になりますが、少年の船、これはずっと長い間、飯塚市がやっている事業だとお聞きしておりますが、この少年の船の、まずは事業内容についてお聞きしてよろしいでしょうか。

○生涯学習課長

事業内容につきましては、郷土飯塚市を担う青少年たちと熟年者が一堂に集い、レクリエーション等の研修活動や団体生活を通して、人々と触れ合い、社会性を培うとともに、仲間づくりの推進を行い、地域リーダーとして活動する子どもたちを養成することを目的としております。

○金子委員

ここに参加負担金が15万4千円とありますが、負担金というのはどういったことでしょうか。

か。

○生涯学習課長

少年の船参加負担金の15万4千円につきましては、市からの随行者2名分の内訳としては、7万7千円の2名分となりますが、この旅費相当額でございます。

○金子委員

では、この参加状況や広報の仕方、また行き先についてお知らせください。

○生涯学習課長

まず、行き先につきましては、事前研修といたしまして、1泊研修を含めた計4回の研修を行っております。会場といたしましては伊岐須小学校、夜須高原少年自然の家、コミュニティセンターで実施いたしました。本研修といたしまして、7月26日から30日まで4泊5日の日程で、沖縄県うるま市石川地区の子どもたちとの交換会、糸満市の平和祈念公園、平和祈念資料館、本部町の美ら海水族館などを見学地として実施いたしました。本研修を通じて、沖縄の文化に触れるとともに、戦争の悲惨さ、平和の尊さを学ぶなど、次の世代を担うリーダーの育成に努めました。事後研修につきましては、夜須高原少年自然の家で1泊研修を実施しております。参加状況につきましては、子ども団員42名、ジュニアリーダー6名、シニア団員7名、指導員8名、役員運営委員10名、随行者2名の総勢75名となっております。広報、募集方法につきましては、市のホームページでの記事掲載を初め、各地区の交流センターおよび市内小中学校へのチラシ広報により募集を行いました。

○金子委員

沖縄で平和の勉強をしていくというのは、大変貴重な体験なのではないかと思います。今、戦争の話をするというのが、大変こう実感として伴わないことが多い中で、こうやってずっと続けていくというのは、大変貴重な体験をぜひ続けていただきたい活動ではありますが、この課題として考えていることがあればお示しください。

○生涯学習課長

実行委員会の中心となる役員の高齢化、それから次世代役員の育成、まずこの2つがございます。3つ目に、近年の参加者数につきましては、平成28年度に子ども団員61名の参加があって以降、平成29年度が46人、平成30年度が46人、そして令和元年度が42人と、この3年間は40人台の参加となり、減少傾向となっております。明確な原因分析、把握は困難ではございますが、少子化、家族の余暇活動の多様化、地域スポーツクラブの増加に伴う子どもの放課後、週末活動の選択肢の増加、LCC路線や変動制航空運賃等の導入による旅行費用の低価格化等が4泊5日と長い本研修行程や一般的な沖縄旅行より高額な参加費を見て、参加を控える要因となっているのではないかというふうに考えております。

○金子委員

いろんな原因があるかと思いますが、これは、ぜひ飯塚市が続けていただきたい事業でございます。やはり戦争を考える体験をずっと長い間続けていて、それがまたジュニアリーダーやシニアリーダーという人とのつながりになると思いますので、ぜひ続けていただくよう、お願いいたします。

○委員長

次に、179ページ、文化財保護費、発掘調査の実績等について、光根委員の質疑を許します。

○光根委員

文化財保護費の発掘調査事業費です。まず、令和元年度の実績内容を紹介してください。

○文化課長

令和元年度の実績内容についてご紹介いたします。発掘調査の実績として、平塚にありますホーケントウ古墳、内野にございます内野茶屋跡、椿にあります日上遺跡、津原にございます

幸町遺跡、潤野にございます大城戸遺跡、太郎丸にあります後田遺跡の6カ所において、調査報告書の作成を行っております。また、開発等に伴う事前届け出は972件あり、うち57件において試掘調査を行っております。

○光根委員

この発掘調査で出てきた遺物については、どのような取り扱いとなりますか。

○文化課長

遺跡より持ち帰った遺物は洗浄、接合・複合、製図などを行い、埋蔵文化財調査報告書を作成いたします。その後、遺構ごとに分類し、歴史資料館などでの展示、あるいは収蔵庫に保管しております。埋蔵文化財の発掘調査を行った場合は、遺跡や出土品の情報をインターネットで閲覧可能な遺跡情報システムに反映するなど、可能な限り公開を行い、文化財を身近なものとして感じていただけるように努めております。

○光根委員

私も歴史資料館のデジタルミュージアムのほうも、ちょこちょこ見させていただいておりますけれども、地図上にいつの時代のいつの出土品があったかというのがよくわかって、大変素晴らしいものだと思います。地域のこの埋蔵文化財は市民にとって大切な財産だと思います。もっと我がまちの文化財をアピールしていただきまして、展示や見学の機会を設けていただきますよう期待しております。

○委員長

次に、185ページ、保健体育施設整備費、体育館等建設事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

新体育館ですけれども、どういう考え方で、どういうことを取り組んできたのか、追加資料にも触れながら説明してください。

○健幸・スポーツ課長

新体育館建設事業につきましては、平成29年度に飯塚市新体育館建設基本計画を策定し、平成30年度から事業着手いたしました。平成30年度に測量、地盤調査、土壌調査等を行い、平成30年度、令和元年度の2カ年をかけ、基本設計、実施設計を行っております。基本設計、実施設計の設計費といたしましては、2カ年の債務負担行為とし計1億2420万円、令和元年度といたしましては8694万円の支出となっております。また、令和元年度に既設の観覧スタンド及び隣接のトイレの解体工事を行い、その後、建設予定地の造成工事を行っております。解体工事は1860万9480円、造成工事につきましては1億3458万600円となっております。今後のスケジュールといたしましては、本年度に既に新体育館等の建設工事、そして電気設備、空調設備、給排水衛生設備の工事契約を締結しております。令和3年度末の竣工を予定しております。なお来年度、これに加えて外構工事を予定いたしております。令和3年度末にはこれらの工事を終え、令和4年度の早期に開館を予定しているところでございます。

○川上委員

この間、新型コロナ危機が進行しているわけですが、それとの関係で構想、設計、施行、見直しがありますか。

○健幸・スポーツ課長

設計後にコロナ感染の状況が発生いたしておりますけれども、それについての見直しというのは行っておりません。ただし空調設備、これについてはその設備の容量とかいうところを再度確認したところでございます。

○川上委員

どういう確認をしましたか。

○健幸・スポーツ課長

厚生労働省の見解といたしまして、換気の悪い密閉空間というものに対しまして、1人当たり1時間当たり30立法メートルの換気量が確保されていれば、感染を確実に予防できるとは言えないけども、換気の悪い密閉空間には当たらないとされております。これに対して、新体育館の換気量については、これを十分に超えている状態となっております。

○川上委員

柔道場の畳の使用後の直し方はどうですか。

○健幸・スポーツ課長

畳の格納につきましては、まず台車を準備いたしまして、その上に、通常より畳を置いておくと。その台車を持って行って引くわけですけども、その後も、その台車に載せて、またそこに持っていくという形で考えております。

○川上委員

避難収容人員の定数が変わると思います。どういう検討をしていますか。

○健幸・スポーツ課長

当初の想定といたしましては、新体育館では、避難所にした場合、1300人を収容できるというところで想定をいたしております。ただし、現在、このコロナ感染の状況がどういふふうになるかによって変わるとは思いますけども、もう少し収容人員を減らすというような対応も必要になってくるかとは考えております。

○川上委員

減った分はどういうふうに吸収しますか。

○健幸・スポーツ課長

今申しました1300人、これにつきましては、ちょっと内訳を申しますと、設計に当たったの想定でございますけども、メインアリーナが1150人、多目的室が85人、会議室が50人、そして控室が8人、控室2が7人ということで、設計時には想定をいたしておりました。この中には多目的ホール、これについて入れておりません。これは資材の確保等々の部屋として確保いたしておりますけども、先ほど申しました収容人員をもう少し減らすという形になれば、ほかの部屋を使って確保を少しするという事も考える必要があると思っております。

○川上委員

片峯市長、現体育館を耐震補強して、当分の間、存続させる必要があると思いませんか。

○市長

コロナの収束がいつになるのか、そのことが見えない現状の中でございますので、答えかねるものでございます。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

91ページにNPO人権ネットいづかについての資料を出していただいています。現状をお尋ねしたいんですけども、資料の説明を含めてお願いいたします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:37

再開 13:39

委員会を再開いたします。

○人権・同和政策課長

NPO人権ネットいづかの活動実績でございますけれども、追加資料のほうで提出させていただきます。91ページのほうに、令和元年度、30年度、29年度の活動の内容をお

聞きしておりますけれども、まず初めに令和元年度であれば、自治会、またサークルなどでの研修会が192回、5893人の参加でございました。また、企業の研修におきましては、34回で2153人の参加をいただいております。

○川上委員

NPO人権ネットいづかの活動拠点はどこですか。

○人権・同和政策課長

活動拠点につきましては、飯塚市新飯塚24番3号、飯塚集会所ということになっています。

○川上委員

それは労働会館の1階と2階の両方使っているということですか。

○人権・同和政策課長

飯塚市新飯塚24番3号にございます建物は1、2階部分が飯塚市集会所、3、4階部分が労働会館ということになっておりまして、委員申されますように、1、2階部分を使用しているところでございます。

○川上委員

従前2階だけを使っていたと思うけど、1階は解放同盟の市協が入っていたでしょう。どうしてそこを使うようになったんですか。

○人権・同和政策課長

飯塚市集会所の貸し付けでございますけれども、経緯につきましては、まず建物の供用開始が昭和45年7月で、平成22年度までは行政財産の目的外使用で部落解放同盟飯塚市協議会、またNPO法人人権ネットいづかのほうに貸し出しを行い、平成23年度からは普通財産として1、2階部分を、NPO法人人権ネットいづかに貸しておるものでございます。

○川上委員

委託先の公務は、いつからいつまでの間にやっていますか。

○人権・同和政策課長

業務の委託につきましては随意契約で行っておりますので、公募のほうは行っておりません。

○川上委員

何年ぐらい随契でやっていますか。

○人権・同和政策課長

平成17年度から行っております。

○川上委員

決算年度は5千万円ぐらい随契であなたにということ渡しているんだけど、平成17年以降、総額では幾らになりますか。

○人権・同和政策課長

平成18年度の合併後からということになりますと、5億2268万2260円になります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑はないようですから、第9款、消防費から第13款、災害復旧費までの質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 13:44

再開 13:44

委員会を再開いたします。

次に、歳入についての質疑に入ります。第1款、市税54ページから第22款、市債83ページまでの質疑を一括して許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されています、54ページ、市民税、個人、令和元年度決算の実績、平成30年度決算との比較、今後の課題について、奥山委員の質疑を許します。

○奥山委員

私のほうから歳入の市税についてお伺いします。令和元年度の一般会計についてになりますけれども、歳入は702億円、そのうちですね、市税が145億円、その歳入の状況の内訳になりますけれども、大きなところでは地方交付税、これが22.5%、国庫支出金が148億円で21.2%、市税が145億円で20%ということで大きなウエートを占めております。市税は、大きく一般会計の中で、3本柱で市民の皆様、企業の皆様からいただいたお金を効率的に、また市民の皆様が納得いただくように、行政の皆さんも使っていただいているかというふうに思います。そこで、今回ちょっと昨年の平成30年度と比較をしてちょっと変わったところがありましたので、伺っていきたいと思います。まず、令和元年度の個人市民税決算を30年の決算と比較した場合、どのように推移しているのか、お伺いします。

○税務課長

令和元年度の個人市民税の決算額は53億260万6485円、平成30年度の決算額は52億6021万6470円であります。収入済額としましては4239万15円の増収となっております。

○委員長

奥山委員に申し上げます。残りの質疑時間が5分を切って、4分21秒になっておりますので、よろしく願いいたします。

○奥山委員

4200万円増収ということで、普通に考えれば、少子高齢化ということで、人口も減りつつある中で、ふえたという何か要因がありましたら、お願いします。

○税務課長

大きな要因としましては2点ございます。1点は、納税義務者数の増加で、平成30年度5万7411人に対しまして、令和元年度は5万8001人となっており、590人増加しております。2点目は、普通徴収の納税義務者が減少し、雇用主である事業所等が納税義務者となる特別徴収が増加し、収納率の高い特別徴収による収納が増加したことが増収の原因となっていると分析しております。

○奥山委員

ちょっと追加で申しわけないですけども、普通徴収から特別徴収に変更になった理由、それから、今後も、その事象は続いていくのかどうか、もしわかれば追加でお願いします。

○税務課長

平成29年から事業所のほうに要請をしておりますので、特別徴収は今から先もふえ続けるのではないかと想定されます。

○奥山委員

急で申しわけなかったですが、ありがとうございます。では、今後の課題としてはどのようなものがあるのかということで、人口もどんどん右肩上がりにふえていくということはなかなか考えられませんので、歳入も減ってくるものと思われそうですが、それを含めたところで、課題はどのようなものがあるか、お伺いして、この質問を終わります。

○税務課長

市税は自主財源の根幹をなすものでありまして、行政サービスを提供するために、納税義務者の皆様の所得や保有する資産の価値に基づいて、応能負担していただいているものです。個人市民税につきましては、前年の所得によって課税を行うものであることから、現在、社会活動に大きな打撃を与えている新型コロナウイルスの感染症に伴う所得の減少が次年度以降の税収にも影響を与えるものと考えております。このような状況の中で大切なことは、納税義務者

の皆様の収入の状況や支出の状況に応じて適切な対応を行うことであると考えています。今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴いまして、納期までに納税が困難となっている方につきましては、徴収の猶予制度を適用することで納期限を最大1年間延長するなど、納税相談によって適切な制度の活用や納税方法の協議を行っているところです。今後も納税義務者の皆様の理解を得ながら、公正公平な賦課徴収を行い収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。

○委員長

次に、60ページ、土木使用料、旧地域改善対策住宅の空家状況一覧及び入居実績（3年間）について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

資料を出していただいていますので、説明を求めます。

○住宅課長

資料の13ページになります。この資料につきましては調定額、収入額、未収入額、収納率というような資料になっております。地区別にいくと飯塚地区、穂波地区、筑穂地区、庄内地区、颯田地区、そして合計という形になっております。この表を見ていただくとわかりますように、収入額は年々減少を続けております。また、調定額も年々減少の傾向が見受けられることが、この表にてわかるようになっております。

○川上委員

この住宅の入居管理はどういうふうに行っていますか。

○住宅課長

維持管理につきましては、令和元年度は、目尾団地3棟及び――

○委員長

維持管理ではなくて、入居管理です。

○住宅課長

申しわけありません。入居管理についてです。入居管理につきましては、年4回、ちょっとすいません。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:52

再開 13:53

委員会を再開いたします。

○住宅課長

市営住宅の空き家入居戸数ですが、令和元年度につきましては4371戸となっております。入居戸数は3196戸、空き家の戸数が1175戸となっております。

○川上委員

そこでこの資料に基づいて見ると、新規入居状況はそこに書いてあるとおりです、15ページに。それでこの住宅に関しては、空き家募集の方法はどう行っていますか。

○住宅課長

募集につきましては、一般公募を年4回、5月、8月、11月、2月の年4回行っております。なお、今年度の8月10日より随時公募を通年とさせていただきます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:55

再開 14:04

委員会を再開いたします。

○住宅課長

大変失礼いたしました。旧地域改善対策住宅の入居状況につきましては、現在20団地、329戸あります。入居戸数は203戸で入居率は約61.7%となっています。入居可能な空き家が102戸となっております。令和元年度の新規入居戸数は3件となっております。

○川上委員

空き家が多いんですけど、どうやって募集していますか。

○住宅課長

入居の方法につきましては、関係団体へ募集の案内を送付し、入居希望者があれば、一般公募と同様の資格審査を行い、入居資格、収入基準を満たしている申し込み者であれば、関係団体からの推薦状を依頼しております。推薦状を受けた申し込み者に対しては、入居手続を経て正式入居となります。

○川上委員

一般公募しない理由は何ですか。

○住宅課長

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づく特別対策は、平成13年度末をもって終了しておりますが、平成14年3月7日事務連絡にて、依然として住宅にかかわる地域の実情や施策ニーズがある場合には、平成14年度以降についても、一般対策に工夫を凝らし対応するものであると、国からの通知がされております。このことから、本市におきましても旧地域改善対策住宅の優先的入居を全て廃止することは厳しいと判断しているところでございます。

○川上委員

片峯市長、初めて言うわけではないけれど、市営住宅全般について、特に事情がある場合は、部落解放同盟だとか全日本同和会とか、特定団体の推薦があろうとなかろうと、その事情において必要だと判断すれば、市長において入居措置するというのを、どの住宅に限らずやるべきではないかという提案をしてきたんだけど、今、どう思われていますか。

○都市建設部長

住宅に困窮されている市民に対応できるように、年間を通じて公募できるよう、要綱の改正をし、改善しているところでございます。今後も、委員からのご指摘を受けましたことを含めまして、関係団体と協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長

川上委員に申し上げます。残り時間が4分31秒となっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○川上委員

その関係団体というのは、部落解放同盟のことだと思いますけど、どのぐらい協議しておりますか。

○住宅課長

関係団体の事務所に行き、3、4回、役員の方とお話をさせていただいております。

○川上委員

いつ、誰と話をしましたか。

○住宅課長

役員の方については、協議中のためちょっとお名前は控えさせていただきたいというふうに思っております。いつというのがちょっとはっきり覚えておりませんが、5月とか8月とかいう、ある程度定期的に行き、お話をさせていただいております。

○川上委員

記録はあるんですか。

○住宅課長

記録はありません。

○川上委員

誰と話しているんですか。その役職名でいいじゃないですか。

○住宅課長

申しわけありません。役員の方ということで、お話をさせていただきたいと思っております。ちょっと役職名を言いますと、限定されますので、役員の方ということでご了承願いたいと思います。

○委員長

どのような役職の方かでも、確定せんで。

暫時休憩いたします。

休憩 14:10

再開 14:11

委員会を再開いたします。

○住宅課長

書記長です。

○川上委員

片峯市長にこういう方向でというのも、もう何度も言っていることについて、解放同盟に行って、こういう方向でいきたいけど、どうかという話をして、要するに拒否されているんですよ。

○住宅課長

回答のほうはまだいただいておりません。

○川上委員

私が提案したことでもあるんだけど、そういう方向で同意を求めに行って、解放同盟が嫌だと言うんだったら補助金をとめたらいいじゃないですか。どう思いますか。市の施策に協力しないんだから、補助金出せないですよ。どうですかね。

○都市建設部長

申しわけありません。補助金につきましては、所管している部署が違っているために答弁は控えさせていただきますけど、旧地域改善に向けた住宅の空き家の一般公募につきましては、引き続き関係団体と協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○川上委員

いつ決着をつけるんですか。

○住宅課長

協議を重ねていきたいというふうに考えております。

○川上委員

いつ決着をつけるのかと聞いたんですよ。

○副市長

職員が一生懸命頑張っていて、今協議しておりますので、いつということはまだはっきりは申し上げられませんが、今までどおり、担当課のほうから団体のほうに行き、十分協議してまいりますし、場合によっては、都市建設部長と私と一緒にいっても構いませんので、期限については、もうしばらく待っていただきたいと思っております。

○川上委員

17年間待っているんですよ。その差別をなくするという団体が、この問題で差別してどうするんですか、市民を。副市長、行くんだらいつ行きますか。

○副市長

10月の初めには行きたいと思います。9月25日までは議会がありますので、その後に日程調査して、行きたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長

次に、72ページ、教育費委託金、埋蔵文化財発掘調査事業委託金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

この委託料による成果をお尋ねします。

○文化課長

県支出金に関する埋蔵文化財発掘調査業務として、飯塚市津原・舍利蔵地内における県道整備工事に伴い発掘調査を行いました。幸町遺跡について、その成果を報告書としてまとめたものでございます。この遺跡は、古墳時代の遺跡でございまして、建物跡2棟、溝1条などの遺構のほか、土師器105点、須恵器22点などの遺物が発見されました。遺構の状況から小集落跡が存在したことが伺われ、当地域ではこれまで集落跡の発見が少なく、隣接地域を含む集落跡の広がりを示す資料となっております。

○委員長

次に、73ページ、不動産売買収入、市有土地、建物不動産資産について、兼本委員の質疑をいたします。

○兼本委員

令和元年度の市有土地売却収入は、7億2490万9705円ということですが、私が資料請求した19ページの資料の中で、行政財産、普通財産という記載がありますが、それぞれの定義を教えてくださいませんか。

○財産活用課長

行政財産と普通財産の定義につきましては、地方自治法第237条に、「「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。」とあり、同法第238条第3項に、「公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。」第4項に、「行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。」とあります。具体的には行政財産は、庁舎、学校などの施設や道路、河川など公共の用途として使用しているもの、普通財産は用途を廃止した施設や未利用地などとなります。

○兼本委員

それともう一点、この資料の中に、数値は令和2年3月31日時点の固定資産台帳によるというふうに米印の欄に書いてありますけれども、これはいわゆる固定資産税台帳に載っている評価額ということでしょうか。

○財産活用課長

はい、そのとおりでございます。

○兼本委員

この評価額の算定方法は、一般の土地建物と同じような方法で出された数値ということでしょうか。

○財産活用課長

はい、そのとおりでございます。

○兼本委員

そうすると、この市の土地の売り払いというのは、今の説明からいくと普通財産を売却しているということになるかと思えますけれども、この資料を見ると、普通財産は700万平方メートル以上あります。その管理費用が令和元年度で幾らかかっているのか、教えてください。

○財産活用課長

財産活用課所管の普通財産の管理費用は、令和元年度決算において、各所草刈り等委託料で約950万円、樹木伐採等委託料で約490万円となっております。

○兼本委員

売却可能な財産だけでも、その維持管理にこれだけの費用がかかっているわけなんですね。この不動産を売却することによって、飯塚市の財源確保や管理経費の節減に努めていただいているとは思っています。また市の財政、これからまた非常に厳しくなるというところで考えますと、この普通財産の売却というのも必要不可欠ではないかとも思います。そこで、市の決算資料を見ると、売却した資料はあるんですけど、売却予定の情報などというのがちょっと見当たらないと思うんですよね。市民の方々に売却可能な不動産資産の情報を「見える化」することというのは、可能かどうかをお尋ねいたします。

○財産活用課長

質問委員ご指摘のとおり、飯塚市では売却予定地などの情報提供は行っておりません。しかしながら、福岡県や福岡市などでは、未利用地や用途廃止した施設の一覧表などを公表している事例がございます。また、これまでも議会からご指摘をいただいたこともあり、今年度中に一覧表を含めた不動産資産情報の「見える化」を図っていけるよう、鋭意取り組んでいるところでございます。

○兼本委員

ぜひよろしくお願いたします。今回、別表の売払収入明細表に売却単価が記載されています。大分小学校跡地などの議会の承認を得る案件では、そういったところの説明を受けておりますが、単価を決定した根拠や売却によって得られる税収、経費節減などの説明があれば、もっと判断資料になるのではないかと考えております。また市民の方々も、どういう理由でこの金額で売ったのかとかいうような話もよく聞いたりするんですね。そこで、市有地を売却できるような判断材料を積極的に説明する必要というのがあるのではないかと考えているのですが、どのようにお考えでしょうか。

○財産活用課長

市有地売却の議案説明につきましては、議案書に示す土地の所在や相手方、入札の経過や売却の条件などを簡潔でわかりやすく行ってまいりました。しかしながら、質問委員が指摘されました内容などを含めまして、さらに今後は皆様にご理解いただけるような説明に努めてまいりたいと思います。

○兼本委員

ぜひお願いします。先ほど、固定資産税の台帳に載っている評価額、一般的な土地とか建物と同じような計算、算定方法で出されていると。例えば、4千万円、実際に評価がある土地を、例えば2千万円で売りましたと。そうすると、その時点で2千万円は確かに赤字になってしまう。これは市の決算書にしても予算書にしてもそうなんですけれども、もともと市有不動産の財産が幾らあるかというのを載せる必要もないんでしょうけれど、逆に売れた財源がそのまま収入になってくると。それはわかるんですね。ただ、売るときに、言ったように例えば、実際4千万円ぐらい、今飯塚市で大体評価額ぐらいの売買が非常に多いと思うんですけども、そのくらいで売れる分を安く売りました。だけれども、先ほど維持管理にかかる費用が、これをそのまま置いておけば、価値はまあゼロですよ。マイナスはずっと発生してくるんだと。それを例えば2千万円安く売りました。だけれども、今度そこを住宅用として、例えば開発します。住宅ができます。固定資産税が入ってきます。市民税が入ってきます。そういったことを考えると、やっぱりこれは何年で、例えばこのマイナス部分が回収できるのかとか、そういった部分が情報としてあれば、私たちも判断しやすいと思います。これは恐らく自治体の投資と回収というような形になってくると思うんですけども、そういうメリット等をやはりもう少し

売却の議案等々で、情報を流していただけだと思いますし、そういうことで市民の皆さんもわかることも出てくるんだと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

○委員長

次に、76ページ、民生費貸付金元利収入、災害救助費貸付金元利収入の調定額に対する収入済額及び返還期間について、奥山委員の質疑を許します。

○奥山委員

災害時に貸し出しされた分の返還とといいますか、についての質問だったんですけども、今既に、一生懸命回収に努めて頑張っていたところだと思います。これにつきましては、なかなか貸すはいいけども、なかなか回収がというところがあるかと思いますが、引き続き頑張っていたきたいと思ひまして、これで質問を終わります。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑をいたします。質疑はありませんか。

(な し)

質疑はないようですから、第1款、市税から第22款、市債までの質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。

休憩 14:25

再開 14:26

委員会を再開いたします。

総括質疑に入ります。一般会計全般についての総括質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されています、市財政の現状と見通しについて、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

取り下げます。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

○金子委員

通告していないんですけど、今まで聞いていて、令和元年度というのは新型コロナウイルス感染症が1月ぐらいから蔓延というか、いろんな影響を起こして、いろんな事業がなくなったり、縮小されたりしてきました。そこで、いろんな話を聞いていたら、その影響でいろんな事業が減らされたり、なくなったりしているということが、よくはわかりましたけど、具体的なところがわからないというところがあって、新型コロナウイルス感染症の影響で、必要とされなかった額とかいうのは、どこを見たらわかるんでしょうか。

○財政課長

今回の資料であつたり、決算書のほうで見ても、不用額の中の塊の中に入っていますので、どの分という具体的なものは、ちょっとわからないような状況でございます。

○金子委員

わかりました。実際に減少しました事業が、4月からはあつただけど、12月、1月ぐらいいからなくなったというのを何度か聞きまして、減つたんだというのわかります。しかし、残念ながら、その事業が全くなってしまうと、この決算書を見ると、抹消されるということがあるんですかね。そこをちょっとお聞きします。事業がなくなったら項目がなくなるんですか。

○財政課長

一部でも執行していれば、その項目は残りますけれども、全く執行することがなかったという場合は、その項目がなくなります。

○金子委員

そうすると、予算書には上がっていた事業も決算書には項目がなくなり、私たち議員は、予算書と決算書を見ながらやるとわかるんだけど、全く事業がなくなってしまうとわかりにくいということにもなりますよね、そうだと思います。それで、この決算書の7ページの不用額を見ると、全体的になくなったと、大体のことがわかるというふうなことだと思うんですけど、ほかにも予算書にはある、こんな事業が大事だからということで予算書に残していた。しかし新型コロナウイルスだけじゃなくて、ほかの理由でもなくなったという事業があると思うんですけど、そんな事業は、やっぱり予算書を見て、決算書を見るという方法しかないんでしょうか。

○財政課長

大変申しわけございませんが、今、質問委員がおっしゃるとおりでございます。

○金子委員

私もこういう市の予算書、決算書というは、見なれていません。ほかの事業の予算書、決算書を見たら、必ず予算書には事業項目があって、決算書にも、もしなかった場合にはゼロとかというふうに必ず項目は残ったままなんですよね。それで、この事業は何でなくなったんだろうとか理由がはっきりわかる。しかし、残念ながらこの市の事業というのは、少しでも残っていたら、事業として残るんだけど、全く執行されない場合は、決算書に跡が残らないという、私たち一般市民から見ると、大変わかりにくいことになっているし、また残念ながらそのことを私たち議員は何でないんですかとかいうことが聞きにくい仕組みになっているんだということが今回の私はよくわかりました。なので、来年以降またこの新型コロナウイルス感染症のために執行できないことがたくさん現在あるのではないかと思います。減った分は残るんだけど、残念ながら全く執行されなかったものというのを、ことし特に気をつけていかなければ、いろんな検証できないのではないかと思いますので、その辺を考えて、検証して、またその仕組みとか、載せ方を考えていただけたらなと思っております。

また一つ、私が大変残念だったなあということをし述べさせていただきます。私は、障がい児者サービスのところで、放課後デイとかのことを一生懸命言ったんですけど、その中で一つ、残念なものが、やはり放課後等訪問支援サービスというのがあるんですけど、それが予算書には載っていたんだけど決算書に載ってなかったということがありました。これは、こちらの飯塚市障がい者福祉計画もしっかり載っている、大事にしていきたい事業というふうにしっかり載っていた、2020年には必ずやりたい事業だって載っていたにもかかわらず、決算書には跡形もなく、載っていない。それが私はとても残念ですので、何で載っていないか、何で執行されなかったのかということをし、しっかり討議できるような場をつくっていただけたらと思ひまして、申し述べさせていただきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑はないようですので、総括質疑を終結いたします。

以上をもちまして、一般会計歳入歳出決算全般について、全ての質疑を終結いたします。なお、討論、採決につきましては保留して、財産に関する調書及び基金の運用状況に関する調書に対する質疑終結後に行いますので、ご了承願います。また、各特別会計の審査におきましても、討論、採決は同じ運営をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

これより特別会計の審査に入りますが、特別会計の審査につきましては、会計ごとに行います。

まず、「認定第2号 令和元年度 飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されています。190ページ、国民健康保険特別会計、子ども

保険証の発行状況について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

追加資料の106ページ、説明を求めます。

○医療保険課長

子ども保険証の発行状況、3年間分ということで、資料提出させていただいております。国民健康保険法におきましては、資格証明書世帯に属する高校生世代以下、18歳に達する日の以後の最初の3月31日までの間にある者の被保険者に対しましては、6カ月有効の短期被保険者証を、また短期被保険者証交付世帯に属する高校生世代以下の被保険者につきましては、6カ月以上有効の短期被保険者証を交付するというような規定がされております。これに上乘せしまして、本市では短期被保険者証等の判定世帯における18歳以下の子どもの被保険者証交付基準というものを設けまして、短期被保険者証や資格証明書の交付世帯でありまして、その世帯に属する18歳以下の子どもに対しては、子どもの心身ともに健やかな育成に資するという観点から、満期証を交付しております。この交付している保険証につきまして、これを子ども被保険者証と称しております。資料につきましては、過去3年分の交付状況をまとめさせていただいております。交付の傾向につきましては、平成30年度に税率改定の際に、税率を引き下げた影響もあってか、減少いたしまして、その後はほぼ横ばいになっているというふうに考えております。

○川上委員

にもかかわらず、保険証のない子どもがいないか、捕捉と把握できた場合の救済について、協働環境委員会でも部長が答弁されました。どういうふうになっていますか。

○医療保険課長

保険証を持っておられない子どもさんということにつきましては、例えば会社を退職されたなどの理由で、社会保険等の資格を喪失した後に、国保への加入手続をしないまま、健康保険証を持っていない状態になっている子どもさんについてのことと考えております。これにつきましては恐らく、一定数が存在する可能性はあると考えておりますけれども、実際問題、いつ退職されたかとか、そういうものを市が捕捉するのは難しゅうございますので、実態を把握はしておりません。この分をどうするかというところでございますけれども、現在、対象者というものの特定がなかなか難しい状況でございますので、本市のホームページのほうには、諸事情により公的医療保険に加入されていない方につきましては、加入手続をしていただくような内容の記事を掲載させていただいております。現状ですけれども、市報等の掲載などを含めて、広報啓発についてちょっと検討させていただいております。緊急に実施したいと考えておりますけれども、またそれ以外にも、有効な手段がないかというものを工夫したいというふうには考えております。

○川上委員

教育長、教育委員会サイド、学校サイドから、子ども保険証を持たない、保険証のない子どもを把握できないですか。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 14:39

再開 14:40

委員会を再開いたします。

○教育部長

そのような保護者の方からご相談があればということでございますが、こちら側が積極的に調査するという権限はございませんので、そちらのほうにつきましては、できかねます。

○教育長

教育部長が答弁を申しましたけど、権限はございませんけども、私ども広く子どもにかかわることについてですね、ご相談を受けておりますので、そういう中では、そういったことがないように、ぜひ手続していただくようなお話はしているところでございます。

○川上委員

新型コロナ時代ですからね。

○委員長

いいですか。では、次いきます。191ページ、国民健康保険特別会計、国のペナルティに関する一般会計からの繰入の推移表について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

追加資料107ページ、説明を求めます。

○医療保険課長

提出させていただいております「国のペナルティに関する一般会計からの繰入の推移表」というものを出させていただいております。ここで申します国のペナルティと申しますのは、地方単独事業に係る国保の国庫負担の減額調整措置のことを指します。国民健康保険制度では、医療給付費等に応じた額、またはその一部に対しまして国庫負担金などが交付されることになっておりますけれども、一般的に子ども、重度障がい者、ひとり親家庭等への医療費助成制度、本市がやっておりますけど、など地方単独事業の実施によりまして自己負担額、窓口で払う金額ですね、が軽減されますと、医療費は増加すると言われておりまして、結果としまして、国が交付する負担金等の交付額が増額することになるため、国は財源を公平に配分する観点から、地方単独事業により自己負担を軽減している保険者、国保の場合は市町村を指しますけれども、に対して、国庫負担金等の一定額について減額調整措置をとっているというものでございます。これによる国保会計への負担を補填するため、当該繰り入れを実施しているということでございます。この資料につきましては、療養給付費等国庫負担金減額分繰入金の前年度以降の推移をまとめたものでございます。①の決算額と申しますのが、この繰り入れ、一般会計からの繰り入れの決算額、②の影響額と申しますのは、決算額につきましては、一番右の欄に繰入割合というものがございまして、これで割り戻したものでございまして、先ほど説明いたしましたペナルティの相当額となります。またその右の差額につきましては、影響額から繰入額を差し引いたものでございますので、国保会計が負担した額ということになります。

○川上委員

国は子どもの医療費助成について反対なんですね。

○医療保険課長

国のほうでは負担と給付のバランスとかいうことを申しまして、こういうことをした場合には交付金を減額するような措置をとっているようでございます。

○川上委員

今の答弁では、子どもの医療費助成を行うと総医療費がふえるから、国は大変困ると。だからペナルティをかけて医療費助成が地方で広がるのを防止しようとしているということですか。

○医療保険課長

防止するとまではちょっと言っているかわかりませんが、各地方に交付金を配分している関係で、医療費増嵩に結びつく事業については、何らかの調整をするというような考え方のようでございます。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第3号 令和元年度 飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」を議題と

いたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されています、202ページ、介護保険特別会計、介護保険料の収納状況と利用料の3割負担対象者の推移について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

追加資料108ページの説明を求めます。

○高齢介護課長

追加資料として108ページに介護保険料の収納状況と利用料の3割負担対象者の推移、並びに介護保険料の減免適用状況について、提出させていただいております。まず介護保険料の収納状況につきましてでございます。平成29年度から令和元年度までの3カ年分の調定額、収入額、収納未済額、収納率などを掲載させていただいております。令和元年度の収納率につきましては、特別徴収が収納率100%、普通徴収が収納率91.22%、滞納繰越分が28.37%となっております。次に、平成30年度と29年度の収納率につきましては、特別徴収が平成30年度、29年度ともに100%、普通徴収が平成30年度が91.03%、29年度が89.49%、滞納繰越分が平成30年度が23.76%、29年度が25.50%となっております。次に、利用料の3割負担対象につきましてでございますが、過去3年の実績で申し上げますと、令和元年度が16件、平成30年度が14件、平成29年度が11件となっております。次に、介護保険料の減免適用状況でございます。過去3年の実績を掲載させていただいております。平成29年度が申請件数56件に対し、減免承認者が56件、平成30年度が申請件数54件に対し、減免承認者が48件、平成31年度が申請件数73件に対し、減免承認者は68件となっております。ちなみに平成30年度には、7月豪雨災害での法定減免が行われておりまして、その申請件数170件に対し、減免承認者が170件となっております。全て合わせますと、申請件数255件に対し、減免承認者が218件、却下数が6件、取り下げ数が31件であります。減免が不承認となった主な理由といたしましては、前年収入が減免要件となる収入基準額を超過、もしくは預貯金額が同じく減免要件基準となる預貯金を超過していたなどの場合で減免不承認となったものでございます。

○委員長

次に、211ページ、介護保険特別会計、総合相談事業について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

追加資料109ページに、円グラフでわかりやすい資料を出していただいております。説明がありますでしょうか。

○高齢介護課長

お示した資料は109ページに追加資料として掲載させていただいております。令和元年度の総合相談支援業務の実績でございまして、件数の多い順に並べさせていただいております。福祉サービス、介護保険サービス、個人の悩み事その他などを円グラフで表示させていただいております。総件数は令和元年度全体で8168件でございます。

○川上委員

このうち、表の下から4番目、権利擁護・虐待173件、1.9%とあります。この173件にはどのように対応されていますか。

○高齢介護課長

総合相談支援業務につきましては、市内を13の圏域に分け、11カ所の地域包括支援センターにおいて受け付けております。質問委員言われますように、少数ですが、権利擁護・虐待についての相談もございまして、本市としましても、虐待につきましては見逃してはならない大事な問題であると考えておりまして、虐待の対応につきましては、いろいろな経路からご相談がございまして、多くは市内にあります各地域包括支援センターから本市の高齢介護課に相談

があり発覚いたしております。発覚後、各地域包括支援センターの担当者と高齢介護課の担当者が十分に協議しながら、迅速な対応に努めておりまして、例えば、親子間の虐待でありましたならば、虐待者と被虐待者の高齢者を速やかに分離し、被虐待者は必要に応じて施設などに入所させることもございます。虐待のケースにつきましては、各地域包括支援センターとの緊密な連携の中で活動を行っているところでございます。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第4号 令和元年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第5号 令和元年度 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第6号 令和元年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されています、231ページ、小型自動車競走事業特別会、包括的民間業務について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

追加資料を112ページに出していただいています。説明をお願いいたします。

○公営競技事業所副所長

飯塚市小型自動車競走事業包括的民間委託の主な業務につきまして、資料を提出させていただいております。主な業務としましては、車券発売・払い戻し業務、選手賞金交付、広告宣伝業務、警備業務、清掃業務、設備保守管理業務、テレビ中継関係業務、場内施設設備修繕、ファン送迎バス、ファンサービス業務、という業務区分にしたがいまして、業務内容及び年間委託等の委託先を記載させていただいております。そして、平成27年度からの返還金を除く勝車投票券発売収入いわゆる売上金、それから収益保証額、包括的民間委託料を記載させていただいております。

○川上委員

日本トーターの全国展開の状況がわかりますか。

○公営競技事業所副所長

日本トーター株式会社の業務としましては、包括的民間委託の受託を受けておりまして、公営競技の本場では、オートレースが2場、競輪12場の14場の運営を受託しております。次に機器の設置につきましては、オートレース、競輪、競艇、中央競馬、地方競馬が全国に97場ございまして、うち66場に日本トーター製の機器が設置されております。また、専用場外発売所では、オートレース3場、競輪15場、競艇3場の21場の運営を受託しております。

○川上委員

それは市場のどの程度、日本トーターが押さえているという感じかわかりますか。

○公営競技事業所副所長

機器につきましては、先ほど全国に公営競技が97場というご紹介をさせていただきました。その内に66場設置されておりますが、その中の機器全てがトーター製、もしくはトーターで

ないメーカーの製品もございますので、申しわけございません、全体的な部分でのシェアというのは把握できておりません。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第7号 令和元年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第8号 令和元年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されています、242ページ、地方卸売市場事業特別会計、新地方卸売市場整備事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

追加資料の116ページ、説明をお願いいたします。

○都市施設整備推進室技術担当主幹

新地方卸売市場整備事業費、決算書に基づいて、資料116ページの説明を行います。決算書の内容に基づきまして、節、細節それぞれの項目を表記させていただいております。その中でも、事業内容が細かく分かれております建築確認検査手数料、それぞれの事業内容、それから工事請負費、造成工事の内容について、それぞれ表記をさせていただいております。また、それに対して、支出額、決算額をそれぞれ表記させていただいております。

○川上委員

総事業費と財源をお尋ねします。

○都市施設整備推進室技術担当主幹

新地方卸売市場整備事業費につきましては、前年度決算になりますので、総計につきましては、15億9593万5481円となっております。そのうち、工事監理委託料、それから建設工事につきましては、今年度も事業を行っておりますので、継続費として設定をいたしております。

○委員長

川上委員に申し上げます。質疑時間が1分となりましたので、よろしく願いいたします。

○川上委員

総事業費です。

○都市施設整備推進室技術担当主幹

総事業費といたしましては、41億8660万8千円となっております。積み上げでございますけれども、工事請負費の事業費としましては、40億3250万円と。それから、その他委託料、役務費の積み上げを行いまして、41億8660万8千円というふうになっております。(発言する者あり)

○委員長

川上委員、挙手をお願いします。

暫時休憩いたします。

休憩 15:02

再開 15:15

委員会を再開いたします。

○都市施設整備推進室主幹

令和元年度決算と本年度以降の見込みが、先ほど申しあげました41億8660万8千円の
内訳でございますけれども、国県支出金、いわゆる交付金につきましては、9億3862万7千
円を見込んでおります。また、市場事業債3億2400万円、うち一般財源につきましては
4398万1千円を見込んでおります。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第9号 令和元年度 飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題
といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第10号 令和元年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」
を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第11号 令和元年度 飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」を
議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第12号 令和元年度 飯塚市飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認
定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されています、258ページ、学校給食事業特別会計、収入未
済額について、奥山委員の質疑を許します。

○奥山委員

学校給食、小学校、中学校でございます。収入未済額の内訳について、給食が年間約5億円
の調定をされております。そのうち、収入で入ってくる分が4億6千万円。収入未済額が
3400万円ということで、日々努力されて、保護者の皆様に回収といいますか、徴収いた
だいているというふうに思います。滞納額についても毎年500万円程度入っておりますので、
引き続きですね、頑張ってくださいというふうに思いますが、前回もお願いしてござい
ましたが、クレジットカードの支払い、検討をこれからされていくというふうに思いますが、
またペイペイ等ですね、それも活用ができるのではないかとというふうなお話もされて
ございました。全国的には給食が無償化という波も起こりつつございます。今までは、
小さな市町村ではありましたが、中核の市町村においても、その波が起こっております
ので、本市においても、そういうようなことで、検討をこれからやっていくべきところ
に来ているのではないかなというふうに思います。最後お願いだけになりますけれど、
お1人お1人寄り添って、よりよい方法を検討していただき、早く、大体学校を卒業さ
れるとなかなか難しいところだろうと思っておりますけれども、引き続き、検討いた
だきたいというふうに思いますので、要望だけ申して、この質問を終わります。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「財産に関する調書」及び「基金の運用状況に関する調書」に対する質疑を許
します。

まず、質疑事項一覧表に記載されています、266ページ、行政財産・山林について、川上

委員の質疑を許します。

○川上委員

追加資料119ページの説明を求めます。

○財産活用課長

追加資料、最後のページになります119ページ、行政財産・山林の減少内訳及び保安林の状況の資料についてご説明させていただきます。山林の減少内訳としましては、物件の所在、飯塚市山倉字シカタニ1番、この一筆になります。現況地目「山林」、登記地目「保安林」、面積2万8643平方メートル。また、行政財産の山林のうち、保安林の状況といたしましては、物件の所在飯塚市建花寺字内浦1498番1外129筆、面積の合計といたしましては、行政財産724万7791.24平方メートルのうち、604万4522.18平方メートルとなっております。

○川上委員

保安林指定の手続はどうなっていますか。

○農林振興課長

保安林の指定申請については、地方公共団体の長またはその指定に直接の利害関係を有する者は、農林水産省令で定める手続に従い、指定申請書類を農林水産大臣または県知事へ提出することで行います。

○川上委員

今回、山林の減少内訳を見ますと、保安林が減少したんですね、どういう事情ですか。

○財産活用課長

お尋ねの土地につきましては、昨年度、鉱業権の売却に伴いまして、行政財産から普通財産に用途廃止を行ったことによるものでございます。

○川上委員

鉱業権売却、どこがしたんですか。

○財産活用課長

失礼しました。鉱業権の放棄によるものでございます。

○川上委員

これは普通財産にしたということなんですか。

○財産活用課長

そのとおりでございます。

○川上委員

これは売却はもうしたんですか。

○財産活用課長

売却は行っておりません。

○川上委員

普通財産にした理由は。

○財産活用課長

行政財産から処分予定地という形で、普通財産に用途廃止を行ったものでございます。

○川上委員

売却前提ということですか。

○財産活用課長

一応、処分予定地ということで、用途廃止を行ったものでございます。

○川上委員

保安林の解除の手続はどうなっていますか。

○農林振興課長

保安林の解除申請につきましては、地方公共団体の長またはその指定に直接の利害関係を有する者は、農林水産省令で定める手続に従い、解除申請書類を農林水産大臣または県知事へ提出することで行います。決算年度中に新たに飯塚市内で解除された保安林はございません。

○川上委員

関の山の鉱業権にかかわる市有地は保安林指定であり、議会の請願採択もあって、売却は市長はしないと思いますけど、市長、答弁してください。

○行政経営部長

先ほど、財産活用課長のほうが説明いたしました、今、指定をされました土地は、先ほど少し説明いたしましたとおり関の山の鉱業権を処分しようとした際に、当初普通財産におとしまして、処分予定地としておりましたが、議会の議決を受けまして、この土地を売却することといたしておりません。なので、今実際の管理としては、普通財産としての管理を行っておりますが、今後も行政財産の用地として、管理をしていく予定ではございます。

○川上委員

この件についてはですね、議会の意思もあり、地元の自治会を初めとした住民の皆さんの決意もかたいわけですから、絶対に売らないと――。

○委員長

川上委員、質疑時間が終了しましたので。

○行政経営部長

繰り返しの答弁となりまして恐縮でございますが、今後とも引き続き、行政財産の水源かん養保安林として管理をまいります。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑はないようですから、「財産に関する調書」及び「基金の運用状況に関する調書」に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は、会計ごとに行います。

最初に、「認定第1号 令和元年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

「認定第1号 令和元年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」について、反対の立場から討論を行います。

詳しくは本会議で述べますので、本決算特別委員会では、主な点について述べておきたいと思っております。

片峯市長3年目の令和元年度、2019年度当初予算と補正予算の執行については、第1に、住民の暮らしを応援するという視点、第2に、無駄遣いをチェックする視点、第3に、公正で透明な市政運営を貫く視点から考えるとあります。

2019年度は安倍政権のもとで格差がさらに拡大し、10月からの消費税増税による市民の暮らしと地域経済への打撃が予想される中、本市は、低い住民サービス、重い住民負担のうえに、過去最高水準にまで膨れ上がった財政調整基金及び減債基金があり、地方自治の本旨である住民福祉の増進を図るために、これまでの市政の流れを変えて、一般会計予算の一部組みかえ、基金の取り崩しなどによる財源確保と暮らしの応援への思い切った財政出動が求められていました。

当初予算と補正予算の執行が、この住民の福祉の増進の方向に向かったか、また、市政のかじ取りが一部ではなく、全体の奉仕者として公正な立場で行われたか、さらに、ことし2月に発生した新型コロナウイルス感染危機から、住民の命と暮らしを守るために、緊急対策とそれ

にふさわしい財政出動を行ったかも、この決算の審査によって問われたわけであります。

第1は、暮らしを応援する視点です。保育所の新設関連予算、買い物支援ワゴン補助金、住宅リフォーム助成予算の増額などは、不十分さや弱点がありますが、我が党の提案や市民の要望を市長が直接受けとめて行ったものを含めて、前向きな変化であります。

その一方で、高過ぎるごみ袋代、国民健康保険税、介護保険料、保育料、児童クラブ保育料、学校給食費など、しっかりした負担軽減策は見られません。保育所入所待機児ゼロ対策には、それに不可欠な公立保育所の新設はないばかりか、公立筑穂保育所は建てかえにあたり定数を30人も削減する方向を打ち出しています。

子ども医療費助成は4千万円程度で自己負担ゼロを実現できるのに踏み出さず、嘉麻市より劣ったままであります。保育所無償化の対象から外れる家庭を支える手当は1億7千万円程度で済むのに、市長は「先立つものがない」と答弁したきり拒否したままです。

ここには、なお国の悪政いなるの福祉犠牲型の行財政改革の流れが、太く流れていることを指摘しなければなりません。

来年度予算編成にあたっては、消費税10%のもとでの新型コロナ危機から市民の命と暮らしを守るために、我が党が財源を示して、今年度3月議会で示した5つの提案、6月議会で示した7つの提言をまともに検討して実現するよう求めるものであります。

第2は、無駄遣いをチェックする視点です。現地における大規模改修でなく、30億円も費用が多い、移転、新築、建てかえでよいのかが問われる新体育館関連、庶民のための温泉浴場や食堂を廃止し九特興業に12億円にも及ぶ工事を随意契約で任せた筑豊ハイツ再整備関連、これは卸売市場特別会計にもかかわりますが、魚市場が撤退し立地について意見が続く中で構想が揺らぎ、立地について意見が続く新卸売市場関連、3つのプロジェクトで総事業費100億円にもなる大規模事業は、片峯市長のもとで強引に進められています。

第3は、公正で透明な市政運営を貫く視点です。後になぜか急に打ち切りとなった片峯市長による福岡音楽大学誘致構想による調査活動、パラリンピックキャンプ地誘致を利用した筑豊ハイツ再整備構想の二転三転劇、バリアフリーの宿泊ルームが10室足りず新築するが工期が不足などとして整備方式DBOを採用した特別扱い、また、卸売市場跡地へのゆめタウン誘致の見え隠れを含めて、不透明なものが、市役所の中を横行しました。

こうした中で特に指摘しなければならないのは、株式会社麻生セメントが出資5%で副社長を取締役に配置していた関の山鉱山株式会社に対し、関の山の鉱業権と市有地を売却する契約を、住民にも議会にも隠れて8月23日、急遽締結しましたが、その経過と狙いはいまも明らかにされないままであります。こうした動きが9月定例会で議案質疑の中で明らかになる中、鉱業権と市有地の売却に反対する地元自治会の請願が採択され、契約議案が否決されました。ところが市長はその後、ついに鉱業権の放棄を決意し、3月定例会に議案を提出し議決を得たのであります。これによって今後、関の山鉱山株式会社は速やかに鉱業権を手に入れた上で、遠からず市有地の売却を迫ることができ、今後、水源かん養林として、行政財産として管理していくとの執行部答弁にもかかわらず、売却を受け入れるということになれば、石灰岩の採掘によって、今は緑もえる美しい関の山が大規模に破壊されることになりかねない緊迫した状況が続いています。

白旗山メガソーラー乱開発に係る文化財調査を理由にした林地開発許可条件違反を行うなど不透明な事業もあります。

また、部落解放同盟に対する補助金は、活動経費2300万円に対し人件費を中心に1918万円、83%を占め、補助対象を明確にするよう求めた監査委員の改善指摘は、補助対象、補助対象外の流用を認めることになっていることから実現しておらず、行政と市民の税金に依存した実態を改め、補助金を受け取らず自立した団体として、今後は胸を張って活動できるよう、部落解放同盟及び全日本同和会に対し求めるべきであります。特定の市営住宅につ

いて入居を推薦する権限を独占的に市が与えるやり方は、直ちにやめなければなりません。人権に関する大切な事業は、本市が公的な立場から直接責任を果たすべきであります。現在の人権・同和政策課は、部落解放同盟への補助金、人権ネットいづかへの委託料に関する業務は廃止し、この際、人権推進課として公正に仕事を行うべきであります。

こうした中で、今年度決算には第2次総合計画の重要な核心部分である、地方自治の本旨が住民の福祉の増進、「人が輝き、まちが飛躍する、住みたいまち、住みつづけたいまち」を引き続きメインに打ち出し、新たに地方自治の本旨が住民の福祉の増進を基本に総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、今後10年間のまちづくりの方向性を示すものという積極面は、過去最高の財政調整基金及び減債基金など財源があったにもかかわらず、住民の福祉の増進を抜本的に進めなかった片峯市長の市政運営が随所にあられており、認めることができません。

以上で、私の討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第1号 令和元年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに、賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第2号 令和元年度 飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

「認定第2号 令和元年度 飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」について、反対の立場から討論を行います。

国が、全国知事会が求める均等割の廃止及び地方に対する必要な財源措置をとらず、本市も子ども医療費助成を理由にした国のペナルティ交付金減額を補填するほかは、法定外繰り入れを拒否し続けています。決算認定に反対する理由の第1は、世帯平均2万円の引き下げを行ったのは、住民の声を反映したのですが、それでも暮らしを脅かす高過ぎる国民健康保険税を市民に押しつけていることでもあります。第2に、それによって1年間通用する正規保険証を交付せず、滞納によって資格証明書や短期保険証を渡して、医療を受ける機会を抑制したことであります。こうしたことは、特に新型コロナ危機の時代には許されず、速やかに正規保険証を原則交付し、個人の健康を守るとともに、感染拡大防止に全力を挙げるべきであります。

以上で、討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第2号 令和元年度 飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに、賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第3号 令和元年度 飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

「認定第3号 令和元年度 飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」について、反対の立場から討論を行います。

高過ぎる介護保険料に加えて、自己負担の増大、介護認定が軽いほうになる傾向のために高

齢者が苦しんでおり、この決算を認めることはできません。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第3号 令和元年度 飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに、賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第4号 令和元年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

「認定第4号 令和元年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」に反対します。

高過ぎる保険料を押しつけて、滞納になると高齢者から正規保険証を取り上げて、短期保険証を押しつけるというやり方は、到底認めがたいのであります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第4号 令和元年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに、賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第5号 令和元年度 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第5号 令和元年度 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定」については、認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第6号 令和元年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

「認定第6号 令和元年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」に反対です。

そもそも事業の運営を一括して民間委託する手法は、公営ギャンブルにはなじみません。討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第6号 令和元年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに、賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第7号 令和元年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第7号 令和元年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第8号 令和元年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

「認定第8号 令和元年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、反対の立場から討論を行います。

総事業費41億円にも及ぶ新卸売市場建てかえは、構想が二転三転する中で事業費が増大し、その負担が高い使用料となれば業者の経営が大きく圧迫され、いつまで存続か不安が広がる中、新型コロナ危機が進行しているにもかかわらず見直しをしていません。討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第8号 令和元年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第9号 令和元年度 飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第9号 令和元年度 飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第10号 令和元年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

「認定第10号 令和元年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」に反対です。

三菱マテリアル炭鉱跡地の鯉田工業団地造成は、市民に多大な負担を押しつけて強引に進められ、今後についても、将来生じる地盤の不具合に関する損害賠償を、鉱業法に定める最終鉱業権者であるのに、三菱マテリアルに求めないとした土地売買契約を結んで、市民に大きな不利益がかかりかねない事態を招いています。この鯉田工業団地造成にかかわる内容があるため、今回この決算は認めることできません。討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第10号 令和元年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第11号 令和元年度 飯塚市污水处理事業特別会計歳入歳出決算の認定」に

についての討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第11号 令和元年度 飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第12号 令和元年度 飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第12号 令和元年度 飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

正副委員長を代表いたしまして、一言お礼を申し上げます。

このコロナ禍の大変な中で、また限られた時間の中で非常に中身の濃い、充実した審査内容であったと思います。また、委員の皆さんのご協力により、2日間で審査を終えることができました。本当にありがとうございました。執行部の皆さんにおかれましても、通常業務繁忙の中、短い時間で資料作成から答弁準備まで対応していただき、本当にご苦労様でした。

さて、委員会審査の中で、各委員から指摘なり要望がございましたが、執行部におかれましては、この意を酌んでいただき、来年度の当初予算や今後の施策等への反映について十分に検討・協議していただき、市民福祉の向上のため、また市政発展のために、より一層ご尽力いただきますようお願いいたします。

これもちまして、令和元年度決算特別委員会を閉会いたします。長時間、お疲れさまでした。